

令和3年3月 9日 開会

令和3年3月18日 閉会

令和3年第1回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

3月9日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第2号について（提案説明・採決）	6
議第3号について（提案説明・採決）	7
議第4号について（提案説明・委員会付託）	9
議第5号について（提案説明・委員会付託）	11
議第6号について（提案説明・委員会付託）	13
議第7号について（提案説明・委員会付託）	14
議第8号から議第14号までについて（提案説明・委員会付託）	27
散会	47
会議録署名議員	48

3月18日（木）

議事日程	49
議長及び出席議員	49
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	49
職務のために出席した者	50
開議	51
会議録署名者決定	51
一般質問	51

5番 大平文雄議員	5 1
9番 山中美恵子議員	5 6
2番 渡邊裕光議員	5 9
4番 坂 悟議員	6 1
1番 石原英一議員	6 4
3番 傍嶋邦博議員	6 7
委員会報告	7 3
議会改革特別委員会	7 3
民生文教常任委員会	7 4
総務産建常任委員会	7 4
議第4号について（質疑・討論・採決）	7 5
議第5号について（質疑・討論・採決）	7 6
議第6号について（質疑・討論・採決）	7 6
議第7号について（質疑・討論・採決）	7 6
議第8号について（質疑・討論・採決）	7 7
議第9号について（質疑・討論・採決）	7 7
議第10号について（質疑・討論・採決）	7 7
議第11号について（質疑・討論・採決）	7 8
議第12号について（質疑・討論・採決）	7 8
議第13号について（質疑・討論・採決）	7 8
議第14号について（質疑・討論・採決）	7 9
議第15号について（提案説明・採決）	7 9
閉会	8 1
会議録署名議員	8 2

令和3年3月9日（第1日）

議 事 日 程 (令和3年3月9日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第1号 専決処分の承認について
専第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第4 議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第5 議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件
- 日程第6 議第4号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第10 議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第11 議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第14 議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第15 議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
会計管理者兼 税務課長	坂優	民生調整監兼 住民環境課長	吉村等
建設調整監兼 産業振興課長	岡田立	総務課長	山田靖
企画調整課長	大平共美	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	学校教育課長	堀隆志
生涯学習課長	今村厚士		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中弓	書記	定益直子
書記	土岐寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

大変温かくなってまいりまして、先般、百梅園へ行ってまいりました。多くの方が来ておられまして、ただ食べることができない、長話もできないということで早々に帰ってまいった次第でございました。そして、我が家のサクラノボの実桜でございますが、これも今満開でございます。梅が満開、桜が満開ということで、自然もよくできたものでございまして、私らはまだ寒い寒いと言いながらも自然はもう既に春ということでございます。

今日は3月の定例議会の初日、予算議会でございます。どうぞよろしく御審議賜りたいというふうに思います。

それでは、ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、議事録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、2番 渡邊裕光君、3番 傍嶋邦博君、よろしくお願いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの10日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第1回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

す。

先ほど議長からもお話がありました。現在、安八百梅園では様々な種類の梅の木が美しい花を咲かせております。本来ならば梅まつりが開催され、多くの人でにぎわっている時期ではありますが、いまだコロナ禍にあり、残念ながら昨年同様、園遊会を中止し、梅まつりも開催することができませんでした。

このように、数々のイベントなどの中止を余儀なくされた令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れた1年でありました。

そんな中、安八町内での新規感染者が2月5日から発生していないことは、町民の皆さんや事業者の皆さんが感染防止対策に取り組んでおられる御努力と御協力のたまものと深く感謝申し上げます。

岐阜県におきましても、3月1日に緊急事態指定区域から除外されましたが、引き続き気を緩めることなく、正しく恐れ、正しく対処して感染防止に努めていただければと思っております。

一方、ワクチンの接種も進めており、補正予算、令和3年度当初予算でも計上させていただいておりますが、円滑に進むよう最善を尽くしてまいります。

いずれにしましても、コロナ禍にあり何かと先行きも不透明なところもありますが、熱意を持ち、まちづくりに取り組んでまいりますので、どうか議員各位、住民の皆様には一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に御提案申し上げます案件は、新年度予算の関係を中心に、専決処分の承認、条例関係、一般会計・特別会計補正予算など合わせて14議案になります。

それぞれの案件の提案説明につきましては、副町長並びに担当課長より御説明申し上げますので、十分に御審議をいただき、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方は簡単明瞭にお願いいたします。

議長 日程第3、議第1号 専決処分の承認についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号について、朗読並びに御説明申し上げます。

議第1号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり
専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、3ページをお願いいたします。

専第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
880万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億4,437万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月27日専決、安八郡安八町長。

この補正予算（第10号）は、新型コロナウイルスワクチンに係る接種体制
の早期整備と速やかな接種の実施に係る経費を計上しております。

それでは、1枚はねていただきまして、5ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

この5ページは歳入、1枚めくりました6ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額77億3,556万8,000円に880万2,000円を増額し、77億
4,437万円とするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入。単位は1,000円でございます。

国庫支出金はともに特定財源でありますので、歳出で御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

3. 歳出。単位は1,000円でございます。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、補正額、増額の880万2,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金880万2,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金557万2,000円、及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金323万円を合わせたものでございます。一般財源はございません。節区分の報酬100万2,000円は、看護師や保健師等の会計年度任用職員に係る報酬でございます。旅費4万5,000円は、その会計年度任用職員の費用弁償でございます。需用費のうち、消耗品費107万4,000円はワクチン接種に係る救急物品などでございます。修繕費5万円は、コールセンターの電話回線の修繕費でございます。役務費のうち、通信運搬費61万円は希望調査はがきなどの郵送代でございます。手数料27万8,000円は、国保連合会への請求支払い手数料でございます。委託料の業務委託452万2,000円は、クーポン券作成委託や医師会への接種委託の費用でございます。工事請負費の33万円は、コールセンター予約システムの回線工事でございます。備品購入費の60万8,000円は、コールセンター用のパソコン及び救急時の移動式ベッドを購入するものでございます。扶助費28万3,000円は、施設入所者への接種費用でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第1号は原案どおり承認をいたしました。

議長 日程第4、議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第2号につきまして、まず議案を朗読し、その後提案説明をさせていただきます。

議第2号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町牧1968番地の1並びに1968番地の2。氏名、渡邊敏幸。生年月日、昭和27年8月3日生まれ。

それでは、提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます渡邊敏幸さんが、令和3年3月21日をもって任期満了となります。引き続き渡邊さんを選任し、御同意をお願いするものであります。

渡邊敏幸さんは、長年公務員として勤務されてこられ、税務関係も非常に詳しい方で、人格・識見ともに高く、委員として適任であると考えております。

渡邊敏幸さんの選任の同意につきまして、どうぞ御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第3号につきまして、まず議案を朗読させていただきます、その後提案説明をさせていただきます。

議第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める件。

人権擁護委員の候補者を次のとおり推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、まずお一人目、住所、安八郡安八町牧1817番地。氏名、金森登美子。生年月日、昭和26年12月23日生まれ。

2人目です。住所、安八郡安八町大明神86番地。氏名、棚橋玲子。生年月日、昭和29年5月1日生まれ。

それでは、説明させていただきます。

今回、提案させていただきます金森登美子さんが令和3年6月30日をもって現在の任期が満了となります。引き続き、金森登美子さんを推薦したく、お願いするものであります。

金森さんは、昭和49年に大学を卒業後、小・中学校教諭を歴任され、平成30年から当委員を務められています。現在は、選挙管理委員会委員長も務められており、人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり委員として適任であると考えます。

金森登美子さんの推薦につきまして、どうぞ御理解いただきますようよろしく願いをいたします。

次に、人権擁護委員、現在、安藤猛男さんが務めておられますが、令和3年6月30日をもって任期満了となるため、後任に棚橋玲子さんを推薦したくお願いするものであります。

棚橋さんは、昭和52年に大学を卒業後、教員、塾のアシスタントを経て平成13年から3期9年の長きにわたり民生委員として町の福祉行政に携わっていただきました。人格・識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり委員として適任であると考えております。

棚橋玲子さんの推薦につきましても、よろしく願いをいたします。

議 長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり適任とすること

に決定をいたしました。

議 長 日程第 6、議第 4 号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第 4 号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第 4 号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、町村の選挙における立候補に係る環境の改善を図るため、公職選挙法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 45 号）が公布されたことに伴い、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

1 枚はねていただきまして、安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

以下は条例本文でございます。

内容につきましては、この議案資料を御覧いただきながら、別冊の議案資料で説明をさせていただきます。

議案資料の 1 ページをお願いいたします。

安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の概要でございます。

主な制定内容といたしまして、第 1 条は本条例の趣旨を規定しております。公職選挙法において、地方自治体が条例で定められる選挙公営として規定されるのは、選挙運動用に係る自動車使用・ビラ作成・ポスター作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、候補者 1 人当たりの選挙運動期間における限度額を規定しております。

第3条は、選挙運動用自動車の使用に関し、選挙公営制度を利用する場合、有償契約を締結するとともに、安八町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

第4条は、選挙運動用の自動車の使用に関し、契約類型ごとの公費負担額を規定しております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

第5条は、契約の指定を規定しております。この規定は、公職選挙法施行令第109条の4第3項の規定により、複数の契約がある場合には、候補者の指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなされ、両方の制度を同時に利用することができません。なお、候補者による指定が必要であります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担の対象となるのはビラ作成費用であります。

第7条は、選挙運動用ビラの作成に関し、選挙公営制度を利用する場合、有償契約を締結するとともに、安八町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

第8条は、選挙運動用ビラの作成に関し、作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、ビラ作成費用の公費負担の上限を規定したものであるとともに、ビラ作成費用については業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを規定しております。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の対象となるのは、ポスター掲示場に掲示するポスターの作成費用であります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第10条は、選挙運動用ポスターの作成に関し、選挙公営制度を利用する場合、有償契約を締結するとともに、安八町選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要があることを規定しております。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成に関し、作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、ポスター作成費用の公費負担の上限を規定したものであるとともに、ポスター作成費用については業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを規定しております。

第12条は、条例施行に必要な事項について、安八町選挙管理委員会に規程

の作成を委任するものであります。

なお、第2条、第6条、第9条のただし書にありますように、供託物、いわゆる供託金が没収される候補者の場合は、この選挙制度における各種請求ができないことを規定しております。

議案書の本文、18ページへお願いいたします。

下のほうでございますが、附則となります。

第1項は施行期日を規定しております。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第2項は適用区分を規定しております。この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するものであります。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 議案書の21ページをお願いいたします。

議第5号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の施行に伴

い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、23ページをお願いします。

安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

安八町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年安八町条例第23号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきまして、別冊の議案資料と併せて御説明申し上げますので、議案資料の5ページを御覧いただきたいと思っております。

5ページのほうは条例の新旧対照表、左が改正前、右が改正後でございます。

本条例は、医療費の一部を助成することにより保健の向上及び福祉増進を図ることを目的としたものでございます。このたび健康保険法等の一部を改正する法律におきまして、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月から医療機関で順次導入され、オンライン資格確認が可能となるものでございます。

現在、医療機関の窓口で保険証にこの条例で言う福祉医療費受給者証を添えて提示しておりましたが、この改定後は、窓口において医療機関がオンラインで直ちに医療保険の資格確認ができ、患者さんは福祉医療の受給者証の提示で済むというものでございます。これを条例で定めるため、第7条の規定の一部を改正するというものでございます。

議案書の23ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は、令和3年3月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第5号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 議第6号を朗読説明申し上げます。

議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

提案説明としまして、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、27ページをお願いいたします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例（昭和34年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

また別冊の議案資料、最後の7、8ページには新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

今回の改正につきましては2点ございまして、1点目は、第11条の改正で、この条では保険料の所得割の算定についてを規定しております。今回、税制改正に伴いまして、租税特別措置法の改正を受け、譲渡所得のうち低未利用地に係る譲渡所得の特別控除が制定されましたので、国民健康保険料の所得割算定に当たって特別控除を追加する改正でございます。

また2点目として、附則第6条の改正によりまして、本議会6月の議会におきまして、新型コロナウイルス感染者の方に係る傷病手当金の支給制度を設けさせていただきました。今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正によりまして、本条例のうち新型コロナウイルス感染症の定義を本条例でうたうものでございます。

本文のほうへお戻りいただきまして、議案書の27ページでございます。

附則第1条としまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

第2条、経過措置としまして、この条例による改正後の第11条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以下、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま議題となっております議第6号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第9、議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の29ページをお願いいたします。

議第7号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,516万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億3,953万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

31ページ、32ページは歳入、33ページ、34ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、77億4,437万円から9,516万6,000円を増額し、78億3,953万6,000円とするものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、事業名、総務管理事務経費1,500万円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、国土強靱化計画及び業務継続計画、いわゆるBCP計画策定業務に1,200万円、2つ目がデジタル時代への対応に向けた行政手続等のデジタル化、並びに押印廃止等を進めるため関係条例の例規整備支援業務に300万円でございます。

次の段、事業名、特別定額給付金給付事業30万円につきましては、子育て世代を支援するため、新生児に対して1人当たり10万円を給付する安八町特別定額給付金給付事業を繰り越すものでございます。

次の段、事業名、公共施設維持管理経費2,316万8,000円につきましては、公共施設の建物等劣化診断結果に基づく改修・補修工事を行う予定でございましたが、令和2年度末の事業完了が困難となったため繰り越すものでございます。

次の段、事業名、広報発刊経費1,000万円につきましては、町ホームページのスマートフォン表示や災害時の対応、外国人への多言語化など、ホームページのリニューアルに係る経費を繰り越すものでございます。

次の段、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業557万2,000円につきましては、先ほどの議第1号で専決処分の御承認をいただきました一般会計補正予算（第10号）の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費を繰り越すものでございます。

次の段、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、県営かんがい排水事業191万円につきましては、氷取地内における揖斐川以東用水パイプライン工事の町単独分に係る県への負担金を繰り越すものでございます。

次の段、款項とも商工費、事業名、商工総務事務経費109万8,000円につきましては、国の雇用調整助成金の特例期間が令和3年2月末であったのが4月末まで延長されたことにより、4月以降も事業者からの申請が見込まれるため、雇用調整助成金に係る経費を繰り越すものでございます。

次の段、款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費8,540万1,000円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、町内5路線の舗装補修に係る工事費7,600万1,000円、2つ目が、町内一円の路面調査を行うための業務委託費940万円でございます。

次の段、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業1億9,866万9,000円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、中・牧地内における工専区域内の道路改良工事費などに1億146万9,000円、2つ目が、県道間アクセス道路の長良川右岸堤接続に係る工事費9,720万円でございます。

次の段、款項とも消防費、事業名、防災事務経費1,209万5,000円につきましては、2つの事業を繰り越すものでございます。1つ目が、コロナ禍の災害発生時における分散避難に備えるため、災害用非常食を購入する経費214万5,000円、2つ目が名神高速道路の盛土ののり面を利用して地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所及び避難経路を整備するための詳細設計業務委託費495万円、同設置工事費500万円でございます。いずれの事業も年度内完了が困難でありますので、次年度へ繰越しを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、36ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

今回の地方債補正につきましては、2つの要因が上げられます。

まず補正後の4段目、減収補てん債という地方債は、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じます消費や流通に係る税目、ここの対象税目といたしましては地方消費税交付金、市町村たばこ税、地方揮発油譲与税の減収が上げられますが、これらにつきまして年度途中の減収に対して減収を補填するため、令和2年度限りの措置として特別な地方債であります。この減収補てん債を発行することにより、減収分に対する交付税措置を受けることが可能となったため、新たに減収補てん債2,060万円を発行するものでございます。

次に、先ほどの繰越明許費のところでも触れましたが、土木費の道路維持経費や都市計画整備道路改良事業が今回、国庫補助の採択を受けました。そ

のうち、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に伴う地方負担分について、当初予定しておりました補正前の地方単独道路整備事業債や一般単独事業債から交付税措置等で有利な防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3,300万円が活用できるようになりましたので組替えを行うものでございます。それ以外につきましては、公共事業等債5,690万円を増額し1億1,290万円といたします。

以上のことから、地方債合計を5億5,110万円とするものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

事項別明細の2.歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

37ページの最上段、款、町税、項目ともたばこ税、補正額、減額の600万円。

次の2段目の款、地方譲与税、項目とも地方揮発油譲与税、補正額、減額の70万円。

3段目の款項目とも地方消費税交付金、補正額、減額の1,390万円。これら消費や流通に係る税目につきましては、コロナの影響により通常を上回る大幅な減収が見込まれるため減額をするものでございます。

3枚はねていただきまして、42ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、まず人件費関係の減額につきまして御説明申し上げます。

歳出のうち、42ページ以降の款、総務費、次の民生費、それから土木費、最後の教育費の節区分1番の報酬、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費、8番の旅費の人件費関係等につきましては、職員の退職や育児休業、会計年度任用職員の採用状況等により減額をお願いするものでございますので、御説明は省略させていただきます。

ページ戻っていただきまして、42ページをお願いいたします。

今まで4回の補正予算でもって、コロナ交付金を財源といたしました事業予算で合計で2億5,248万8,000円の事業予算を編成してまいりました。コロナの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生事業を展開してまいりました。

今回、新たに国より第3次配分の内示額が9,047万円あり、そのうち令和

2年度分の受入額、補正額といたしましては318万4,000円を事業充当いたします。残りの8,728万6,000円は、令和3年度での予算措置、補正で対応していく予定でございます。今回のこれまでの交付金実施計画の見直しや調整等を行いながら、また新たに交付金の対象となる事業を行うための事業予算を編成しております。

それでは、総務課に係る補正予算につきまして御説明申し上げます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、減額の858万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で、国県支出金の減額の424万9,000円は特別定額給付金事業費補助金で減額の660万円、また同じく給付事務費補助金で減額の833万6,000円、コロナ交付金で増額の1,068万7,000円でございます。

説明欄の総務管理事務経費、増額の980万円は、先ほども御説明いたしました人件費関係の減額をはじめ、飛びまして節区分、委託料の業務委託、増額の1,434万6,000円は、コロナ交付金事業の事業調整によります減額の65万4,000円、また新たにコロナ交付金の財源を活用しまして国土強靱化計画及び業務継続計画の策定業務に1,200万円、またデジタル化時代の対応を行うための関係条例の整備支援業務に300万円を計上するものでございます。

次に、地区行政執行経費86万4,000円は、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の218万1,000円は、コロナ交付金事業の調整によります減額分といたしまして304万5,000円、今回、町内の3地区からの地区集会所改修工事に対する地区集会所設置補助金で86万4,000円を計上するものでございます。

次に、特別定額給付金給付事業の減額の1,593万2,000円は、令和2年4月20日に閣議決定がなされました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において実施されました給付対象者1人につき10万円給付する特別定額給付金給付事業の終了に伴いまして、給付に係る事務費の不用額を節区分1番の報酬から17番の備品購入費までで合計で833万2,000円を減額するものでございます。次に、節区分、負担金、補助及び交付金の交付金、減額の760万円は、国の特別定額給付金事業で660万円、また町単独事業で実施しました安八町特別定額給付金事業で100万円を減額するものでございます。

続きまして、43ページの上段、目、財政調整基金費、補正額、増額の

7,984万1,000円でございます。これは今回の補正予算に伴います財源調整のため、財政調整基金に積立てを行うものでございます。

次に、目、ふるさと基金費、補正額、増額の600万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金600万円はふるさと寄附金でございます。安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

2枚はねていただきまして、47ページをお願いいたします。

47ページの上段、款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の2,075万1,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の564万8,000円は、コロナ交付金の減額でございます。その他の諸収入、減額の1,065万2,000円は、プレミアム商品券の販売代金でございます。

次に、説明欄の観光PR経費、減額の40万円は、コロナの影響による事業中止に伴いまして、西美濃広域観光推進協議会への負担金を減額するものでございます。

次に、プレミアム商品券事業、減額の1,780万1,000円は、地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券の利用期間の終了に伴いまして事業実施に係る事務費の不用額、節区分10番の需用費から12番の委託料までで合計182万3,000円を減額するものでございます。次に、節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の1,962万8,000円のうち、プレミアム商品券の取扱事業者さんへの補助金で1,597万8,000円を減額するものでございます。

1枚はねていただきまして、49ページをお願いいたします。

49ページの上段、款項とも消防費、目、非常備消防費、補正額、減額の1,914万円でございます。節区分の旅費、減額の100万円は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各種大会や訓練等が中止になったことにより出勤費用弁償が不用となったため減額するものでございます。次の負担金、補助及び交付金、減額の1,814万円は、こちらもコロナの感染拡大を受け岐阜県操法大会が中止となりまして、大会負担金が不要となったため減額するものでございます。

次に、目、災害対策費、補正額210万5,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金、減額の537万5,000円はコロナ交付金で

ございまして、事業調整による減額の1,285万5,000円、また令和2年度の9月補正でお認めいただきました避難所等Wi-Fi環境整備事業費1,500万円のうち、今回、総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業に係る消防費国庫補助金で無線システム普及支援事業費等補助金で748万円の採択を受けましたので、財源内訳の変更を行います。次に、地方債1,110万円は減収補てん債で、このWi-Fi環境整備事業のほうに740万円、また名神ののり面整備に関しまして370万円を充当するものでございます。節区分、需用費の食糧費214万5,000円は、分散避難に備えるため災害用非常食を購入するものでございます。次の節区分、工事請負費、減額の4万円は、避難所Wi-Fi環境整備事業費の入札差金により減額するものでございます。

2枚はねていただきまして、52ページをお願いいたします。

52ページの下段、款項とも公債費、目、利子、補正額、減額の440万円でございます。財政融資資金の利率見直しによりまして、年利1.2%から0.003%へ大幅に減となったことなどにより減額するものでございます。

議長 民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 それでは、42ページのほうに戻っていただきましてお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費の目、一般管理費です。先ほど総務課長も御説明しましたところでございますが、補正額858万円の減額のうち、一番右の説明欄にございますように、コミュニティバス運行経費の補正額としまして減額の331万2,000円でございます。こちらにつきましては、委託料の補正額1,434万6,000円のうち、コミュニティバス運行経費につきましては減額の26万7,000円。こちらにつきましてはコミュニティバスの運行に対しまして、コロナ対策のときの車両消毒を運行会社に委託しておりましたが、額の確定見込みによる減額でございます。また、財源区分としまして、国庫支出金の新型コロナの交付金の増額の減額26万7,000円を行います。続きまして、節区分の負担金、補助及び交付金の補助金、減額の218万1,000円のうち、コミュニティバス等につきましては地域幹線系統の民間路線バスに係る補助金の確定によりまして減額の304万5,000円、こちらは全額一般財源でございます。続きまして、45ページのほうをお願いいたします。

45ページ、下段の表になります。また、目としましては最下段でございま

す。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、斎苑費、補正額、減額の80万円。節区分としまして、需用費の光熱水費、減額の80万円でございます。こちらにつきましては、斎苑の電気料の確定見込みによる減額でございます。

続きまして次ページ、46ページでございます。

中段の表、款、衛生費、項、清掃費、目、塵芥処理費、減額の94万8,000円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、減額の94万8,000円、ごみ減量化・リサイクル推進事業経費の中で、各地区で実施されましたリサイクル事業に対する補助金の確定による減額でございます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、企画調整課分でございます。

42ページへ戻っていただきまして、下段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、文書広報費、事業名、広報発刊経費、補正額1,000万円。財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金900万円、コロナ交付金事業でございます。節区分、委託料、業務委託1,000万円。内容といたしまして、町ホームページリニューアル業務としまして、多言語をはじめとした改修を行うことで情報発信力をさらに強化、充実を図るものがございます。

続きまして、下の段、及び43ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額96万円。財源内訳といたしまして、特定財源、県支出金、減額の64万円。内訳といたしまして、移住支援事業補助金、減額の75万円、岐阜県空き家総合整備事業費補助金、増額の11万円でございます。事業名、企画振興経費としまして増額の196万円。節区分、役務費、通信運搬費、委託料、業務委託、使用料及び賃借料、これらはふるさと寄附金の増加に対する送料及び返礼品手数料等でございます。続きまして、事業名、地方創生事業、減額の100万円。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、移住支援補助金でございます。東京圏からの移住者に対する補助でございますが、申請がなかったため減額補正をお願いするものがございます。

続きまして、47ページ上段をお願いいたします。

款項とも商工費、目、商工総務費、補正額、減額の2,075万1,000円のうち、

事業名、商工総務事務経費、減額の255万円。財源内訳といたしまして、特定財源で県支出金、減額の185万円、岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金は、年末年始に行った第2弾岐阜県時短要請協力金に係る町負担分の追加で増額の110万円と先ほどの観光PR経費、減額の40万円で、増額の70万円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の1,962万8,000円のうち、安八町雇用調整助成金等上乗せ助成金、減額の340万円、安八町雇用調整助成金申請補助金、減額の25万円でございます。当初の見込みより申請者数が少なかったため減額補正をお願いするものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 福祉課分でございます。

ページは2枚戻っていただきまして、43ページの下段をお願いします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、減額の2,150万円。財源内訳の特定財源、その他のうち、使用料、減額の3,360万円は温泉の使用料。

1枚めくっていただきまして、44ページの上段のその他の欄の諸収入、減額180万円は温泉の物品販売料で、コロナの影響により温泉を休館したため減額するものでございます。

1枚戻って43ページの最下段、温泉の運営経費として、節区分の需用費、消耗品費、減額の200万円、燃料費、減額の1,000万円。

また1枚はねていただいた44ページの上段、光熱水費、減額の700万円は、いずれもコロナの影響により温泉を休館したため不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の福祉医療費、補正額、減額の700万円。財源内訳の特定財源、県支出金、減額の350万円は福祉医療費助成事業補助金でございます。福祉医療の事務経費として、節区分の扶助費において乳幼児医療費等の受診件数の減少により不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の身体障がい者福祉費、補正額、増額の515万8,000円。財源内訳の特定財源、国庫支出金175万円は、障害者自立支援給付費負担金225万円と、市町村地域生活事業費補助金、減額の50万円を合わせたものでございます。県支出金の287万6,000円は、障害者自立支援給付費負担金112万

5,000円及び市町村地域生活支援事業費補助金、減額の25万円、並びに障害児通所事業所継続支援事業費補助金200万1,000円を合わせたものでございます。身体障害者に係る福祉経費として、節区分の委託料、減額の192万5,000円は、新型コロナの影響により障害サービスの利用減となった不用額を減額するものでございます。負担金、補助及び交付金の補助金258万3,000円は、新型コロナウイルスの影響により障害児通所事業所が休業補償をしたその補償分を計上するものでございます。扶助費の450万円は、ひかりの里で生活介護サービスを開始したため、不足となる額を補正するものでございます。

続きまして、目の地域包括支援センター費、補正額、減額の205万6,000円。財源内訳の特定財源、その他の負担金、減額83万6,000円は、地域自立支援事業利用者負担金、諸収入の減額105万円は各種講座受講料でございます。介護予防事業として、節区分の報償費、減額112万円は、コロナの影響により介護予防教室の未開催分の不用額を減額するものでございます。また、地域自立支援事業として委託料、業務委託、減額83万6,000円は、配食サービスの不用額を減額するものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、減額の437万円。子育て支援事業といたしまして、節区分の負担金、補助及び交付金の負担金、減額137万円は、新型コロナウイルスの影響により学校が休業したため、不用となる第3子以降の給食費助成金を減額するものでございます。扶助費の減額300万円は、コロナウイルスの影響により小・中学生の医療費の受診件数の減少による不用額を減額するものでございます。

続きまして、目の児童措置費、補正額、減額の1,470万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1,072万7,000円は児童手当交付金として、県支出金、減額の173万7,000円は児童手当負担金でございます。児童手当の経費として、節区分の扶助費は対象人数の確定により不用額を減額するものでございます。

続きまして、ページは45ページの目、保育所費、補正額、減額の3,140万円。財源内訳の特定財源、その他の負担金、減額80万円は保育料、諸収入の減額300万円は副食費で、コロナの影響で休園したため減額するものでございます。節区分の需用費、光熱水費の減額100万円は施設管理経費で、コロナウイルスの影響により臨時休園したため不用額を減額するものでございます。委託料の減額380万円は保育経費で、こちらもコロナの影響により臨時

休園したため不用となった副食代を減額するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、母子保健費、補正額に増減はございません。健康診査事業として、コロナウイルスの影響により集団健診を個別健診に切り替えて実施したことにより国庫補助の対象となったため、特定財源として国庫支出金、母子保健医療対策総合支援事業費補助金13万4,000円を受け入れ、一般財源を減額する財源内訳の変更を行うものでございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 続きまして、建設課分でございます。

46ページの最下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、2段目の目、農地費、補正額、減額の664万1,000円。特定財源、地方債、減額の310万円は、減収補てん債など有利な起債に組み替え、主に一般単独事業債が減額となります。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の664万1,000円は、県営かんがい排水事業揖斐川以東用水パイプライン工事の施工延長の増減、及び市街化区域内における排水分離の見直しに伴い、県負担金の減額をお願いするものでございます。

続きまして、ページが移りまして47ページの最下段、款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額5,940万円。特定財源、国庫支出金2,970万円は社会資本整備総合交付金、地方債2,970万円は防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債でございます。節区分、委託料、業務委託940万円は町内幹線道路の補修計画策定のための調査業務委託費、工事費、工事請負費5,000万円は南部中央道ほか2路線の舗装補修工事費でございます。いずれも、国の3次補正予算により事業を前倒して実施したいため補正をお願いするものでございます。

続きまして、裏面の48ページ、目の道路新設改良費、補正額、減額の4,580万円。特定財源、地方債、減額の4,080万円は減収補てん債など有利な起債に組み替え、主に地方道路整備事業債が減額となります。節区分、負担金、補助及び交付金の負担金、減額の4,580万円は県道大垣江南線整備が国庫補助事業に採択されたため、県道改良負担金の減額をお願いするものでございます。

続きまして、最下段になります。項の都市計画費、目の都市計画整備事業費、補正額1億6,200万円。特定財源、国庫支出金8,100万円は社会資本整備総合交付金、地方債5,990万円は公共事業等債、その他、繰入金2,109万6,000円はスマートインターチェンジ建設基金繰入金でございます。節区分、委託料、設計委託1,200万円、工事請負費1億4,500万円、公有財産購入費500万円は、県道間アクセス道路の延伸工事費、また名神高速道路南、中・牧工業専用地域内道路整備のための測量設計委託1路線、道路改良2路線の工事費及び用地取得費でございます。いずれも、国の3次補正により事業を前倒して実施したいため補正をお願いするものでございます。

議長 建設調整監兼産業振興課長 岡田立君。

建設調整監兼産業振興課長 それでは、議案書46ページの下段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業総務費、補正額、減額の50万円でございます。節区分は全て負担金で、新型コロナウイルス感染症対策としてますつかみ大会を中止としたため、それに係る費用を減額するものでございます。

続きまして、47ページの中段をお願いいたします。

款項ともに商工費、目、商工業振興費、補正額、減額の962万5,000円でございます。節区分は、主なものとして委託料268万9,000円、負担金657万円で、今年度開催予定でありました水まつり、ふれあい祭り、梅祭りが新型コロナウイルス感染症対策として全て中止としたため、それに係る費用を減額するものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 続きまして、教育費関係をお願いいたします。

49ページ中段をお願いいたします。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、補正額、減額の300万円。節区分の負担金、補助及び交付金、減額の150万円につきましては、コロナ関係によりまして学校行事の未執行によります特色ある学校交付金の減額でございます。

続きまして、1ページはねていただきまして50ページをお願いいたします。

目、幼児教育費、補正額、減額の849万4,000円。特定財源といたしまして、国庫支出金590万円、県支出金295万円につきましては、子育てのための施設利用給付交付金でございます。節区分の負担金、補助及び交付金、減額の

1,180万円につきましては、預かり利用者の数の減でございます。また、続いて償還金、利子及び割引料、増額の330万6,000円につきましては、令和元年度分の精算金でございます。

続きまして、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の320万円。特定財源といたしまして、国庫支出金320万円につきましてはコロナ交付金でございます。節区分、需用費320万円につきましては、国の3次補正によりますコロナ関係の消耗品の購入費でございます。

51ページをお願いいたします。

項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の80万円。特定財源につきましては、国庫支出金80万円につきましてはコロナ交付金でございます。その他、諸収入105万7,000円につきましては、東安中、ハートピアのLAN整備の負担金でございます。節区分、需用費80万円につきましては国の3次補正によります中学校のコロナ関係の消耗品でございます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 教育委員会生涯学習課分を御説明します。

議案書49ページ、下段をお願いします。

款、教育費、項、教育総務費、目、国際交流費、補正額、減額の534万3,000円。財源内訳といたしまして、特定財源、その他、諸収入の減額333万3,000円は、少年教育交流団負担金と東安中学校訪豪教育交流団負担金でございます。節区分の主なものといたしまして、委託料475万1,000円、新型コロナウイルス感染防止のため、訪豪少年教育交流派遣事業、オーストラリア交流が中止になったため減額補正をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、51ページ下段をお願いいたします。

款、教育費、項、保健体育費、目、保育体育総務費、補正額、減額の255万円。そのうち人件費を除くものといたしまして、節区分、負担金、補助及び交付金、負担金、補正額の減額115万円、スポーツの大会派遣負担金として激励金の申請が当初の予定より少なかったため減額補正をお願いするものでございます。

以上、議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）の説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第7号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。35分から再開いたします。よろしく願いいたします。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時35分 再開)

議 長 再開をいたします。

議 長 日程第10、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算、日程第11、議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、日程第12、議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、日程第13、議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、日程第14、議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算、日程第15、議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、日程第16、議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてまでの7議案を一括議題といたします。

事務局より、令和3年度予算町長提案説明要旨を配付させます。

〔資料配付〕

議 長 町長からの発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町 長 それでは、令和3年度の予算につきまして、初めに概要を私のほうから説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界的規模で大きな問題となっております。これによる影響は計り知れず、雇用の面、経済活動などを含め広範囲にわたり、また深刻なものとなっております。

本町におきましても、町税の減収など財源的には例年以上に制約を受けることは不可避かと思われま。加えて、歳出において、公債費を含め義務的経費、経常的経費などの需要が増大しております。厳しい財政状況が続いま

すが、行政としては常に住民の皆さんの安全・安心の確保、まちの発展に向け尽力することが使命であります。

何かと先行き不透明の中、取り入れられる事業にも制約はありますが、財源の有効活用を念頭に、どのような状況にも柔軟に対応できるよう、言わば行財政基盤の強靱化を目指した予算編成に努めました。

一般会計予算の総額は58億9,500万円、前年度当初予算対比3億円の増、5.4%の増となっております。コロナウイルスワクチン接種経費や公債費、学校給食費に係る会計処理の変更などにより増額となっております。

歳入の主なものにつきましては、町税は19億2,705万5,000円、前年度当初予算比1億294万5,000円の減、5.1%の減でございます。地方交付税につきましては13億6,800万円、前年度当初予算比6,200万円の増、4.7%の増、国庫支出金につきましては5億3,156万3,000円、前年度当初予算比6,996万円の増、15.2%の増、繰入金につきましては1億9,040万4,000円、前年度当初予算比1億1,687万9,000円の増、率にいたしまして159.0%の増でございます。町債につきましては5億1,320万円、前年度当初予算比6,710万円の増でございます。率にいたしまして15.0%の増となっております。

歳出の主なものにつきましては、まず総務費は6億9,503万8,000円、前年度当初予算比2,760万5,000円の増でございます。率にいたしまして4.1%の増でございます。衛生費は4億3,469万5,000円、前年度当初予算比9,275万1,000円の増、27.1%の増でございます。土木費につきましては7億9,390万2,000円、前年度当初予算比5,554万6,000円の増、7.5%の増でございます。教育費につきましては7億3,015万3,000円、前年度当初予算比8,881万2,000円の増、13.8%の増となっております。

続きまして、各事業につきましては、第五次総合計画施策大綱別に概略を御説明申し上げます。

まず、「明日を担うひとを育むまちづくり」におきましては、子育て支援施策の拡充に向け、医療費の助成の対象を中学生までから高校生世代まで拡大いたします。加えて、町内に子ども食堂を設置運営される方に対しましての補助制度も新たに新設をいたします。また、通学路の安全対策、放課後児童クラブ事業などは継続して実施していきます。

2つ目、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」におきましては、現在

の喫緊の事案である新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け尽力をいたします。また、各種予防接種、健康診査や不妊治療の助成などの継続事業に加え、新たに3歳児屈折検査機器を導入し異常の早期発見に努めるほか、産後の育児不安を解消するため産後ケア事業を実施いたします。

3つ目、「便利で快適に暮らせるまちづくり」におきましては、移住定住施策として移住支援事業、定住促進住宅取得助成事業や、地域間幹線バス運行事業やコミュニティバス運行事業などを継続して実施していきます。

4つ目、「自然と共生した潤いのあるまちづくり」におきましては、一般廃棄物処理基本計画を策定し、最終処分場の更新を見据えたごみ処理の基本方針等の見直しを行います。また、剪定木リサイクル事業、布団回収処理事業などを継続して実施していきます。

5点目、「みんなで守る安全・安心なまちづくり」におきましては、施設、機能の強靱化に向けて、この北側庁舎の耐震補強設計を実施いたします。また、継続事業として進めております防災行政無線のデジタル化や名神高速道路のり面への一時避難所の設置工事を実施いたします。

6点目、「活力と賑わいのあふれるまちづくり」におきましては、企業立地促進事業や農業振興として圃場整備や多面的機能支払交付金事業を継続して実施していきます。

7点目、「みんなで協働する参画・交流のまちづくり」におきましては、安八町出身のオリンピック代表候補選手に対しまして、東京オリンピックでの活躍を期待し、町全体で盛り上げる東京オリンピック応援事業のほか、地区活動に対する助成やクリーンパトロール事業などを継続して実施いたします。

最後に8点目、「明日を開く自立したまちづくり」におきましては、引き続き行財政改革を推進していきます。また、ふるさと寄附金事業としてPRの強化などに努めていきます。

次に、特別会計の予算につきまして御説明申し上げます。

まず国民健康保険特別会計におきましては15億4,100万円、前年度当初予算比700万円の減、0.5%の減となっております。

後期高齢者医療特別会計におきましては1億9,200万円、前年度当初予算比200万円の増、1.1%の増となっております。

児童発達支援事業特別会計におきましては2,500万円、前年度当初予算比100万円の増、4.2%の増となっております。

水道事業会計におきましては2億6,600万円、前年度当初予算比100万円の減、0.4%の減となっております。

最後に、公共下水道事業特別会計におきましては9億5,300万円、前年度当初予算比2,300万円の増、2.5%の増となっております。

以上が新年度の予算概要と主な施策などであります。

詳細につきましては、この後副町長より御説明を申し上げます。慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、次の説明が長くなりそうでございますので、ここで暫時休憩をいたします。午後から続きをお願いしたいと思います。午後は1時15分から再開をさせていただきます。1時15分、またこの席にお戻りいただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後1時14分 再開)

議長 それでは、1分ほど早いですけれども再開をいたします。
一般会計予算の順次説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 それでは、予算書のほうを御覧願います。

表紙をはねていただきまして、まず一般会計予算でございます。

はねていただきまして、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算。
令和3年度安八郡安八町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億9,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1 ページ以降が、第1表 歳入歳出予算となります。

1 ページから4 ページまでが歳入、5 ページ、6 ページが歳出でございます。

7 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

事項の1として、農業近代化資金利子補給。期間が借入年度より返済の年度まで、限度額は借入金額の1%以内でございます。

2つ目は、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務。令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、14億円に対する元金、利子及び遅延利息の損失補償でございます。

3つ目としましては、固定資産現況調査修正及び土地評価業務でございます。令和4年度から令和5年度までで、限度額は3,554万1,000円でございます。

4つ目としましては、防災無線デジタル化事業でございます。令和4年度から令和4年度までで、限度額は1億5,430万円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第3表の地方債でございます。

起債の目的としまして、臨時財政対策債、そのほか事業充当分合わせまして限度額は5億1,320万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、御覧のとおりでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。

9ページから10ページが歳入、11ページが歳出となっております。前年度との比較、また財源内訳をまとめております。

12ページをお願いいたします。これ以降が明細となっております。主なものを中心に御説明申し上げます。

まず歳入でございます。

町税になります。コロナの影響もあり、全体としましては19億2,705万5,000円、対前年1億294万5,000円、5.1%の減での計上となっております。

13ページ以降が、譲与税、交付金となります。いずれも国の見込み、また実績を踏まえ計上いたしております。

16ページをお願いいたします。

最上段でございます。コロナの影響によります地方税の減収補填としまして、新たに地方特例交付金の中で特別交付金として新設がされております。金額は1,500万円を計上しております。

続きまして、款の11の地方交付税になります。普通交付税、特別交付税、合わせまして13億6,800万円、対前年6,200万円の増での計上をしております。

17ページをお願いいたします。

款の13分担金及び負担金、項の2負担金でございます。目は最下段の5の教育費負担金でございますが、9,205万3,000円の計上となっております。約8,000万ほど増額となっております。説明欄の下から2段目でございますが、学校給食費負担金現年度分として7,930万8,000円を計上しております。給食費の会計処理の公会計への移行によるものでございます。御負担をいただく給食費を計上しております。

18ページをお願いいたします。

使用料及び手数料の使用料となります。目は上から2つ目の民生使用料でございます。今年度1,001万8,000円、対前年3,000万円ほどの減額となっております。この中では安八温泉の使用料でございますが、コロナ対策としまして入館制限を継続するものという想定で減額での計上をしております。

19ページをお願いいたします。

款の15国庫支出金、項の1の国庫負担金、目は2番目の2の衛生費国庫負担金でございます。4,827万1,000円の計上でございます。コロナウイルスのワクチン接種対策費負担金をこちらのほうで計上しております。

20ページをお願いいたします。

項は国庫補助金になります。目は上から3段目になりますが、衛生費国庫補助金でございます。4,998万円の計上となっております。この中では、説明欄、一番最下段でございますが、コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費補助金を計上しております。

目は1つ飛んでいただきまして5の消防費国庫補助金でございます。850万円の計上でございます。社会資本整備総合交付金でございます。名神のり面への一時避難所の設置工事に対する国からの交付金を計上しております。

22ページをお願いいたします。

款16の県支出金、項の2県補助金、目は2民生費県補助金でございます。本年度6,096万9,000円の計上でございます。節は3番目の児童福祉費県補助金でございます。説明欄、最下段でございます。新しく子ども食堂運営支援補助金として22万5,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

項の3委託金でございます。目の1総務費委託金、今年度3,050万4,000円の計上となっております。国勢調査の終了によりまして委託金のほうが減額となっております。

24ページをお願いいたします。

最下段を御覧いただきたいと思っております。款の18寄附金でございます。目の1一般寄附金は前年同額の100万円の計上でございます。目の2ふるさと寄附金につきましては、実績等も踏まえ本年度は2,000万、対前年1,720万円の増額で計上をいたしております。

25ページをお願いいたします。

款の19繰入金、項の1基金繰入金でございます。目の1財政調整基金繰入金からは1億8,054万9,000円の繰入を予定しております。目の2ふるさと基金繰入金としまして938万円を計上しております。防災、イベント、また公園、体育館の修繕等に充当をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

款の21諸収入、項は4雑入になります。今年度計上9,922万7,000円でございます。

27ページの説明欄、中ほどを御覧いただきたいと思っております。適正化事業特

別交付金として1,771万2,000円を計上しております。排水機の設備等の改修に対する交付金を計上するものでございます。

28ページをお願いいたします。

款の22町債になります。目の1臨時財政対策債として2億5,000万円、その他農林水産業債として1,470万、また土木債、消防債として、合わせますと5億1,320万円の発行を予定いたしております。

29ページをお願いいたします。これ以降が歳出となります。

まず議会費でございます。本年度7,330万円の計上となっております。

30ページをお願いいたします。

総務費の総務管理費、一般管理費でございます。3億4,172万1,000円の計上となっております。バスの運行事業、また空き家対策も継続してまいります。

31ページをお願いいたします。

目は最下段、4の財産管理費でございます。7,836万8,000円の計上でございます。こちらのほうでは、ページは32ページになりますが、節の12委託料、設計委託として2,000万の計上でございます。庁舎の耐震に係ります設計委託費でございます。

続きまして、目の5情報管理費でございます。8,806万8,000円の計上でございます。各種システムに係ります管理経費などを行政デジタル化推進経費として整理しております。

33ページをお願いいたします。

目の7企画費でございます。1,654万8,000円の計上でございます。この中では、ふるさと寄附金に係る返礼品を含めまして諸経費のほうを増額しております。

目は1つ飛んでいただきまして9のふるさと基金費でございます。本年度2,000万1,000円の計上でございます。ふるさと寄附金の増額によるものでございます。

34ページ、35ページになります。

項の2徴税费でございます。本年度は合わせまして9,218万3,000円、前年度並みで計上をいたしております。

続きまして、項の3戸籍住民基本台帳費でございます。目は1の戸籍住民

基本台帳費として2,906万7,000円の計上でございます。戸籍電算化に係ります経費のほうが減額となっております。

37ページをお願いいたします。

選挙費の関係でございます。本年度につきましては、衆議院議員選挙費として768万4,000円を計上いたしております。

38ページをお願いいたします。これ以降が民生費となります。

ページのほうは進めていただきまして、40ページをお願いいたします。

目の3老人福祉費でございます。3,365万4,000円の計上となっております。こちらのほうでは、41ページになりますが負担金としまして組合への負担金のほうが減額となっております。

目の4安八温泉費につきましては6,928万6,000円、対前年2,269万1,000円の減額での計上となっております。コロナ対策としましての入館制限を継続した形として編成いたしております。

42ページをお願いいたします。

目の5福祉医療費、目の6身体障がい者福祉費でございます。いずれも扶助費を中心とした計上となっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

項のほうは2の児童福祉費でございます。目の1児童福祉総務費でございます。1億101万3,000円の計上でございます。

45ページのほうを御覧いただきたいと思っております。節の19扶助費でございます。4,740万円でございます。この中で新しく高校生世代の医療費の助成を盛り込んでおります。

46ページをお願いいたします。

目の3保育所費でございます。本年度3億1,929万5,000円、対前年4,327万4,000円の減額となっております。令和3年度は4園体制での運営となります。その関係もございまして、経費のほうも減額となっております。

48ページをお願いいたします。

款は衛生費になります。目の2予防費でございます。1億4,528万2,000円の計上でございます。9,821万円増額となっております。説明欄の最下段でございます。新型コロナのワクチンの接種に係ります経費をこちらで計上いたしております。

50ページをお願いいたします。

目は最下段の環境衛生費ですが、本年度1,710万3,000円を計上しております。節の12委託料、業務委託、こちらのほうで最終処分場の更新を決めました一般廃棄物の処理基本計画の策定を進めてまいります。

51ページの最下段を御覧いただきたいと思います。

目の1塵芥処理費になります。1億4,602万円でございます。対前年544万8,000円が減額となっております。組合への負担金が減となっております。

続きまして、農林水産業費になります。ページのほうは54ページをお願いいたします。

目は5の農地費になります。3,496万8,000円、対前年1,177万4,000円が減額となっております。

ページは55ページになりますが、説明欄の上から3つ目になります。県営かんがい排水事業としまして、揖斐川以東用水の整備に対する負担金でございますが、こちらのほうが減額となっております。

55ページの目の6排水機費でございますが、6,491万6,000円、3,328万3,000円の増額となっております。説明欄の2番目、3番目でございます。土地改良施設維持管理経費、また適正化事業でございます。いずれも排水機場の排水に係ります事業費でございますが、こちらが増額となっております。

57ページをお願いいたします。

商工費になります。目の2商工業振興費としまして4,123万7,000円を計上しております。イベントの関係の経費、また企業立地に係る経費のほうをこちらで計上いたしております。

ページのほうは59ページをお願いいたします。

土木費になります。目の2道路新設改良費でございますが、本年度1億8,891万1,000円の計上でございます。対前年1億1,589万7,000円増額となっております。通学路の整備、また県道改良の負担金などが増額となっております。

60ページをお願いいたします。

目は上から2つ目になります。2の都市計画整備事業費でございます。本年度390万2,000円でございます。対前年7,940万円が減額となっております。アクセス道路の工事費などが減額しております。

続きまして、目の3の下水道整備費でございます。下水道会計への繰り出しでございますが、4億7,600万円を予定いたしております。

63ページをお願いいたします。

消防費になります。目は上から2つ目の4災害対策費でございます。1億6,814万8,000円、対前年4,785万3,000円の増となっております。こちらのほうでは、防災行政無線のデジタル化、また名神への一時避難場所の整備費などを盛り込んでおります。

65ページをお願いいたします。

教育費の関係になります。目として4の国際交流費でございます。本年度937万9,000円、対前年542万2,000円が減額となっております。コロナの影響を鑑みまして、国際交流事業を中止とさせていただいております。

ページは66ページをお願いいたします。

最下段になります。小学校費になります。学校管理費としまして9,457万7,000円の計上でございます。対前年468万1,000円増額となっております。67ページになりますが、説明欄で一番最下段になります。小学校情報教育推進事業ということで、GIGAスクール構想によりまして整備した機器の借上料などが増額となっております。

68ページをお願いいたします。

項の3中学校費でございます。目の1学校管理費ですが、本年度4,080万6,000円の計上でございます。対前年910万6,000円が増額となっております。こちらのほうでは、69ページにわたりますが、教科書改訂の関係を備品購入費のほうで増額して計上いたしております。また、GIGAスクールの関係の機器の借上料も増額となっております。

69ページの最下段をお願いいたします。

項の社会教育費、目は社会教育総務費になります。本年度2,490万7,000円、対前年812万9,000円減となっております。町史の編さんの完了によりまして減額となっております。

70ページをお願いいたします。

目の2公民館費でございますが、3,332万8,000円の計上でございます。443万2,000円の増額となっております。こちらのほうでは、中央公民館の施設修繕費などを増額しております。

71ページの目の3ハートピア安八費につきましては、本年度8,578万7,000円、対前年514万9,000円の減額となっております。継続して経費のほうの削減に努めてまいります。

73ページをお願いいたします。

最下段でございます。目の2公園施設費として597万6,000円、こちらのほうではふるさと寄附金を活用しまして公園の遊具等の修繕を進めてまいります。

74ページをお願いいたします。

目の3学校給食費になります。今年度1億6,606万7,000円、対前年9,333万9,000円の増額となっております。御負担をいただきます給食費のほうを歳入で受け入れしまして、材料費など歳出につきましては節の10にございませぬ需用費、賄材料費8,954万4,000円の計上でございますが、こちらのほうでの支出とするものでございます。

75ページをお願いいたします。

保健体育施設費でございます。本年度2,111万8,000円、299万1,000円の増額となっております。こちらのほうでは、ふるさと寄附金を活用しまして体育館の備品等の入替えを予定いたしております。

76ページをお願いいたします。

上から2段目になります。款の10公債費でございます。元金、利子、合わせまして本年度は6億7,211万円、対前年7,548万5,000円増額での計上となっております。

78ページをお願いいたします。

78ページ、79ページのほうで地方債の状況をまとめております。79ページの一番右の最下段でございます。令和3年度末の残高としまして61億6,593万9,000円と見込んでおります。

80ページをお願いいたします。

こちらのほうで給与費明細書ということで、職員数、また給与費等につきまして前年度との比較もまとめております。

以上で一般会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙の黄色のところをお願いいたします。

国民健康保険特別会計予算でございます。

見出しをはねていただきまして、議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用) 第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1ページ、2ページが歳入、3ページ、4ページが歳出となっております。5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。5ページが歳入、6ページが歳出となっております。

7ページ以降が明細となります。

令和3年度につきましては、被保険者数を対前年23人減の2,958人と見込んでおります。

7ページ、歳入でございます。

款の1国民健康保険料でございます。合わせまして2億6,413万円で計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

最上段でございます。県支出金としましては、合わせまして11億5,023万9,000円で計上いたしております。

款の5の繰入金につきましては、一般会計からは8,844万円。

9ページになりますが、国保基金からは3,633万6,000円の繰入れを予定いたしております。

11ページのほうへ進めていただきまして、これ以降が歳出となります。

ページのほうは12ページを御覧願います。

款の2保険給付費、項の1療養諸費でございます。合わせまして9億7,873万1,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

項の2高額療養費としましては1億4,030万円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

最下段でございます。款の3国民健康保険事業費納付金でございます。目の1でございますが、一般被保険者医療給付費分として2億4,334万7,000円を計上しております。

15ページになりますが、最上段になります。一般被保険者後期高齢者支援分として8,742万7,000円の計上でございます。

項の3介護納付金分としましては、2,881万3,000円を計上しております。

以上で国保会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙は紫色のところを御覧願います。

後期高齢者医療の特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、第1表の歳入歳出予算でございます。

1ページが歳入、2ページが歳出となっております。

3ページにつきましては、歳入歳出予算の事項別明細書でございます。3ページが歳入で、4ページが歳出となっております。

令和3年度につきましては、被保険者数は対前年27人増の2,072人で見込んでおります。

5ページ以降が明細となっております。

まず歳入でございます。

最上段になりますが、後期高齢者医療保険料としまして、合わせまして1億2,967万3,000円で見込んでおります。

ページは進めていただきまして、8ページをお願いいたします。以降が歳出となります。

ページのほうは9ページ、最上段をお願いいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金としまして、1億7,339万6,000円で計上いたしております。

以上で後期高齢者医療の特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、用紙はオレンジ色のところを御覧願います。

児童発達支援事業特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

はねていただきまして、1ページが第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

2ページが歳出となっております。

3ページは歳入歳出予算の事項別明細書でございます。3ページが歳入、4ページが歳出となっております。

5ページ以降が明細となっております。

まず歳入でございます。

最上段でございますが、障害児給付費でございます。児童発達支援費とし

まして、障害福祉サービス費として国保連から納付される分でございますが、1,020万円を計上しております。

1つ飛んでいただきまして、繰入金でございますが、一般会計のほうからは1,467万7,000円の繰入れを予定いたしております。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

最上段ですが、目の1一般管理費でございます。主に職員の人件費でございます。2,372万7,000円で計上いたしております。

9ページ以降に給与費明細書をつけてございます。

以上で児童発達支援事業の特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、水色のところを御覧願います。

水道事業会計予算でございます。

はねていただきまして、議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、5,021戸。(2)1日平均給水量、4,452立方メートル。(3)年間総給水量、162万5,071立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イとして配水管布設工事一式でございます。

(収益的収入及び支出)でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

2ページをお願いいたします。

収入でございます。水道事業収益としまして、合わせて1億8,900万2,000円でございます。

支出につきましては、水道事業費用として合わせて2億981万6,000円でございます。

(資本的支出)でございます。第4条、資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。不足する額は、過年度及び当年度分の損益勘定留保資金5,618万4,000円で補填する。

支出でございます。資本的支出につきましては、合わせまして5,618万

4,000円でございます。

3 ページのほうをお願いいたします。

(一時借入金) 第5条、一時借入金の限度額は660万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第6条です。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) としまして職員給与費2,077万6,000円でございます。

(棚卸資産購入限度額) 第7条、棚卸資産の購入限度額は534万1,000円と定める。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

令和3年度につきましては、配水場の工事も完了いたしまして、水道管の更新のほうを進めてまいります。

4 ページをお願いいたします。このページ以降が実施計画書になっております。

説明のほうは、ページを進めていただきまして、26ページをお願いいたします。

令和3年度の安八町水道事業会計予算の実施計画の明細書、収益的収入及び支出。

まず収入でございます。

1 として、水道事業収益としまして、営業収益、営業外収益、合わせて1億8,900万2,000円での計上となっております。

28ページをお願いいたします。

支出でございます。

水道事業費用としまして、合わせて2億981万6,000円、対前年855万8,000円の増での計上となっております。節の16委託料のところを御覧いただきたいと思っております。説明欄、最下段でございます。管路更新に向けましての検討業務を進めてまいります。1,870万円を計上いたしております。

34ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

まず収入でございます。

資本的収入ですが、今年度は計上はございません。企業債の発行の予定もございません。

35ページお願いをいたします。

資本的支出としまして5,618万4,000円、対前年比955万8,000円の減となっております。配水場の更新工事に係る事業費が減額となっております。企業債の償還につきましては4,985万4,000円での計上となっております。

ページは戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。

9ページ、10ページにわたりますが、キャッシュ・フロー計算書でございます。お金の流れなどをまとめたものでございます。

11ページをお願いいたします。

こちらのほうは給与費の明細となっております。

ページをはねていただきまして、15ページをお願いいたします。このページ以降で令和2年度の予定損益計算書、また令和3年度予定損益計算書、予定貸借対照表をつけております。

ページのほうは20ページをお願いいたします。

令和3年度の予定の貸借対照表でございます。

2の流動資産を御覧いただきたいと思います。(1)の現金預金としまして、令和3年度末の残高として9億1,506万562円というふうに見込んでおります。

以上で、水道事業会計の説明とさせていただきます。

続きまして、緑色のところを御覧願います。

公共下水道事業特別会計予算でございます。

はねていただきまして、議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算。

令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債) 第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金) 第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

はねていただきまして、(歳出予算の流用) 第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

公共下水道費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

1 ページが、第1表 歳入歳出予算の歳入でございます。

2 ページが歳出でございます。

3 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。事項の1として、下水道会計法適用化事業、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は3,639万9,000円でございます。

4 ページをお願いいたします。

第3表 地方債でございます。公共下水道整備事業としまして1億6,800万円を限度額としております。起債の方法、利率等につきましては御覧のとおりでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございます。5ページが歳入で、6ページが歳出となっております。

令和3年度につきましては、ストックマネジメントの計画の策定、これについては下水道施設を計画的、効率的に管理することを目的として策定するものでございます。こちらの計画の策定と、併せまして3か年計画で会計の法適用化のほうを進めてまいる予定でございます。

7 ページをお願いいたします。以降が明細でございます。

まず歳入でございます。

款の1分担金及び負担金でございます。724万2,000円で計上しております。

款の2 使用料及び手数料でございます。使用料として2 億6,300万円と見込んでおります。

ページのほうは8 ページをお願いいたします。

上から2 段目でございます。繰入金でございます。一般会計のほうからは4 億7,600万円、また基金のほうからは、その下になりますが1,000万円の繰入れを予定いたしております。

9 ページをお願いいたします。

最下段でございます。町債としまして1 億6,800万円の発行を予定いたしております。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。

公共下水道費、目の1 公共下水道建設費でございます。1 億3,602万5,000円の計上でございます。説明欄の下から2 段目、最下段を御覧いただきたいと思っております。処理場整備費として、この中でストックマネジメントの計画の策定に係る経費を盛り込んでおります。これに対しましては、国庫支出金のほうも充当をいたしております。最下段の公営企業会計法適用化事業としまして1,000万円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

2 段目にあります公債費としましては、合わせまして6 億6,769万4,000円で計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。一番右でございますが、令和3 年度末におきましては49億7,414万5,000円の残高と見込んでおります。

14ページをお願いいたします。以降が給与費の明細書でございます。

以上で令和3 年度の予算説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書のほうを御覧いただきたいと思っております。

議案書のほうは53ページをお願いいたします。

議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6 条の規定により、安八町公共下水道事業特別会計は、次のとおり令和3 年度安八町一般会計から繰り入れる

ものとする。

令和3年3月9日提出、安八郡安八町長。

記の1としまして、繰入額4億7,600万円。2の繰入れの理由、下水道事業においては、事業収入のみでの事業実施は、健全財政を維持することが困難なため、一般会計から繰入れするものであります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第8号から議第14号までは、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第8号から議第14号までは会期内の各常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会の審査のため、3月10日から3月17日までの8日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、3月10日から3月17日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午後2時07分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月9日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 渡 邊 裕 光

議 員 傍 嶋 邦 博

令和3年3月18日（第2日）

議 事 日 程 (令和3年3月18日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第4号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第5 議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算(第11号)
- 日程第8 議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第9 議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第12 議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算
- 日程第13 議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第14 議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第15 議第15号 副町長の選任につき同意を求める件

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(9名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子

○欠席議員(1名)

10番 渡 邊 明 博

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副 町 長 岡 田 武 史
教 育 長 渡 邊 均	調 整 監 水 谷 秀 平

会計管理者兼 税務課長	坂	優	民生調整監兼 住民環境課長	吉	村	等		
建設調整監兼 産業振興課長	岡	田	立	総務課長	山	田	靖	
企画調整課長	大	平	共	美	福祉課長	坂	和	由
建設課長	河	合	一	学校教育課長	堀	隆	志	
生涯学習課長	今	村	厚	士				

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会議務局長	田	中	弓	書	記	定	益	直	子
書	記	山	形	さ	お	り			

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、おはようございます。

暑さ寒さも彼岸まで、おとといですか、お彼岸の入りに始まりまして、20日がお彼岸ということでございます。徐々に春めいてまいったということでございますが、今日は令和3年第1回安八町議会をこれから開会いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。渡邊明博副議長は、都合により本日の会議を欠席する旨の届出がございました。

また、今議会より質問台を設けました。一般質問を行う議員は、そちらからお願いをいたします。なお、場内より写真撮影をすることを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定についてを、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、4番 坂悟君、5番 大平文雄君に指名をいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

それでは、質問通告により発言を許します。

質問をされる方をお願いいたします。再質問は2回までといたしますのでよろしくお願いいたします。

5番 大平文雄君。

5番 この質問台、今回が初めて、使っていただきましてありがとうございます。

トップバッターということで名誉なことでございますけれども、緊張感を持ってやらせていただきます。

それでは、議長さんのお許しいただきまして、私のほうから質問させていただきます。

今日の質問は、我が安八町の高齢者福祉政策はということで質問させてい

たきます。

それでは、質問の要旨に移らせていただきます。

現在、我が国においては高齢化が急速に進行しており、ちまたでは今日人生100年時代と言われるようになり、還暦を迎えても人生の折り返し世代と位置づけられるようになってきております。安八町でも高齢化比率は毎年上昇しており、65歳以上の人口は約4,200人、28.4%、後期高齢者、いわゆる75歳以上は2,000人となっております。

この長い高齢期をいかに不安なく生き生き過ごすか、生産年齢人口に対する高齢従属人口の割合が著しく高くなっている社会において、地域自治体の果たす役割は極めて大きくなっております。すなわち個人が高齢期において、健康の維持、雇用の確保、生きがいづくり等、自立するための準備ができるよう支援を行うことが求められております。したがって、本格的な高齢化社会に対応するためには、各自治体において地域の実情に応じたビジョンを描き、高齢者にどのように向き合うか必要な対策を総合的計画に実施していく必要があると思います。

そこで、まず増え続ける高齢者に向けて、どのように生き生きと年を重ねることができるか、町長の福祉政策についてお伺いいたします。これがまず前半でございます。

さらに、現在の安八町に即した3点の提案に対するお考えを伺いたいと思います。

第1に、健康診断の胃がん検診、大腸がん検診等は保健センターに集約されています。駐車スペースが少ない、バスが少ないことが理由だというふうに聞いておりますが、数年前では勤労青少年ホーム、ふれあいセンターでも実施されてまいりました。しかし、高齢者にとって保健センターは遠隔地であり出かけることは困難で、結果として受診率の低下につながります。受診率の低下は、健康に健やかに生きるためには大きな障害になります。再度分散検診を検討していただけないでしょうか。

第2といたしまして、高齢者の健康維持に関して軽スポーツ等も勤労青少年ホーム、いわゆるリニューアルした後のことですが、勤労青少年ホーム、あるいはふれあいセンターの利活用はできないでしょうか。

第3点として、後期高齢者の比率の上昇とともに運転免許証の返納が増加

しております。このような状況下で、町の検診、あるいは町内医療機関での診療に関して交通手段が限られております。そこで後期高齢者世代2,000人に対して、年間例えば5,000円程度のタクシー金券、すなわち年間財政措置1,000万円の福祉援助を検討していただけないでしょうか。なお、某タクシー会社では高齢者、いわゆる60歳以上でございますが、高齢者に対して10%割引制度も付与されております。

以上、前半においては町の高齢者対策という総括的ビジョン、後半は3点の具体的な提案に対する回答を町長にお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、大平文雄議員の御質問、安八町の高齢者福祉政策についてお答えをいたします。

まず安八町の高齢者対策の総括的ビジョンについてです。議員御指摘のように、高齢化の進展、また家族形態も多様化し、地域とのつながりが希薄化する中、孤立する方が増えてきているのが現状であります。このような状況の下、高齢となっても健康で生き生きと暮らせることができるような社会環境づくりが必要不可欠となっていると考えております。そこで社会生活において孤独感・孤立感を払拭し、社会での存在感を持てるよう社会参加の促進、充実、支援を図るため、次のことに重点を置いて福祉施策を進めていきたいと考えております。

まず健康増進対策といたしまして、元気百梅体操などの健康教室や、現在7地区で展開しておりますサロンの拡大、また仲間づくりを通じた老人クラブ活動の活性化など、身近な場所での通いの場への参加を推進いたします。

次に、生きがい対策といたしまして、社会福祉協議会の元気サポーターによるワンコインサービスやシルバー人材センターの活性化、会員募集と企業へのPR、こういったものを通じて、高齢者及び定年退職した方々が知識や経験を発揮できる場所づくりに努めていきたいと考えております。

また、認知症の方が増える将来を見据え、高齢者の判断能力の低下に備えて、また悪徳商法からの被害を防止するため、法務局や家庭裁判所が進める成年後見人制度の利用促進に努めていきたいと考えております。

ほかにも事業はありますが、これらの施策は安八町の第五次総合計画を上

位計画とする安八町福祉計画にのっとりた施策であり、今後とも長年住み慣れた地域の中で、高齢者の方が安心して過ごせる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、議員提案の3つについてお答えをいたします。

まず第1の分散検診についてでございます。

勤労青少年ホームにつきましては、かつてこの場所で検診を実施してまいりました。しかしながら、施設の老朽化などに伴い保健センターでの集団検診へ移行をいたしました。そのため高齢者の皆様方にはいろいろと御不便をおかけしております。今後につきましては、この施設の各種修繕を計画的に実施いたしまして、この施設の再利用を目指したいと考えております。私も、地域の中で様々な御意見を伺っておるところでございます。そうした中で、高齢者の皆さんが安心・安全に受診できるよう勤労青少年ホームでの検診を令和3年度中に方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、第2の高齢者のために勤労青少年ホームやふれあいセンターの利活用についてでございます。

1点目の質問と同様に、勤労青少年ホームにつきましては、各種修繕を計画的に実施した後、高齢者の方の健康維持・増進に、また地域の皆様に十分御利用いただきたいと考えております。一方、牧地区にありますふれあいセンターにつきましては、施設利用の申請があれば現状御利用いただけるものとなっております。

次に、第3の後期高齢者世代へのタクシー利用支援についてでございます。

高齢者、特に75歳以上の後期高齢者世代となりますと、車の運転が心配で不安も大きなものとなります。行政といたしましても、高齢者の方々の増加を考えると非常に危惧するところであり、高齢者の交通手段の確保は喫緊の課題であり、議員の提案される高齢者世代の交通手段への支援も一つの対応策と考えております。

そこで、当町ではコミュニティバスの利用状況を把握し、また他の市町村間で実施しておりますタクシー助成のいいところも取り入れながら、これを公共交通全体として捉え、令和3年度中に安八町独自の支援策の方針を決定してまいりたいと考えております。

以上、大平文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

[5番議員挙手]

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。より具体的かつ前向きな御答弁ありがとうございます。

再質問はしません。再質問する予定はございませんが、コメントだけちょっと一言申し上げていきたいと思います。

なぜ今回、安八町の高齢化施策を質問に取らせていただいたかといいますと、ここ数年にわたりまして学校教育、こども園も含めてですけれども、ある一定の方向性が見えてきた。その中で、我々団塊世代が数年たてば後期高齢者に入っていき、そういう中で方向性を一つ今度かじ取りを後期高齢者、あるいは高齢社会の施策についてどのような町政が取っていくか、その辺のところをお聞きしたかったわけでございます。

学校教育につきましては、例えばエアコンの全面導入、あるいは洋式トイレの充足率が悪い学校については洋式化しました。例えば結小学校のような体に不自由な方が見える場合はエレベーターの設置、あるいは子供たちが健やかに遊べるような場所についてはAEDの設置、そのようなものもやってきました。中学校でいいますと、東安中学校については近隣の住宅から非常に苦情が来ておりました砂じんの被害、これに対してのスプリンクラーの設置、あるいは砂じんを防ぐためのネット、このようなものも設置してきました。こども園につきましても、統合化が令和5年に方向づけが一応つけられることができました。そのようなことで、いわゆる子育て世代については、ある程度の方向性は、この近隣自治体に比べても遜色ない状況になってきました。

ただ、校舎の劣化部分の補修とか、あるいはこども園のいわゆるスポットクーラーをエアコンに切り替えていくとか、こういう課題はございますが、これからは少しは高齢者対策にかじを切っていただきたいと、そういうふうな方向で質問させていただいたわけでございます。どうか、この辺のところを今町長の御答弁にありましたように前向きに捉えていただきまして、我々の先輩方が健やかに健康に長寿を迎えられるように、行政の支援を少しでもいただけるようお願いして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 続けます。9番 山中美恵子さん。

9番 ただいまは議長さんより発言のお許しをいただきましたので、コロナワクチン接種について質問させていただきます。

新規感染者が減少傾向にあり、医療体制の逼迫も緩和されたことで、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が2月末に岐阜、愛知、大阪、京都、兵庫、福岡の6府県で解除されました。しかし、リバウンドをしないか心配されることもあります。まだまだ油断はできないと思っております。

2月17日からは、全国で医療関係者からワクチンの接種が始まりました。厚生労働省は、2月25日までに2万1,800人余りが1回目の接種を終えております。このうち0.014%に当たる3人に副反応の疑いのある症状が確認されたと発表されております。また、接種後に死亡したアナフィラキシーが出たりした場合には、ホームページなどに速やかに公表することも決定をいたしております。

各県、市町村にもワクチンの配付が開始され、65歳以上の高齢者から4月中旬より接種が始まると聞いております。安八町ではいつ頃より始まり、どのように行う計画ですか。また、希望調査のはがきを3月5日までに回答と通知をいたしました。対象者は何人で、何人ほどの希望がありましたか。

接種が円滑に進められるように実施された町職員による訓練の中で、いろいろな課題が出てきたことと思われませんが、その課題は何であり、その対応はどうなっているか教えてください。

また、接種以外にもいろいろ大変な問題が出てくると想定されます。中央公民館で集団接種による実施ですが、会場までの移動手段が確保できない高齢者や施設入居者などはどうするのでしょうか。家族や職員が対応しなくてはならないのでしょうか。町民がワクチン接種を安心・安全に接種できる体制を整えていただき、その計画等をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、福祉課長さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 山中美恵子議員の御質問、コロナワクチン接種についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症を抑制すべく、国を挙げてワクチン接種が進められており、安八町においても接種開始に向けて準備をただいま進めている

ところでございます。

現時点における当町の接種計画でございますが、まず4月26日の週に届く最初のワクチン1箱につきましては、1人2回接種で換算しますと478人分が届くこととなります。このワクチンにつきましては、高齢者施設の入所者及び従事者約450名に対して接種をいたします。接種時期が確定していないため、実際の接種につきましては、5月上旬以降となる見込みを想定しております。接種方法は各施設にて、その嘱託医が接種するということとなります。

次に、希望調査を行った結果でございます。

65歳以上の全対象者4,372名に発送し、3月15日現在、回答があった方は4,127名。率にしますと94.4%で、そのうち「希望する」に丸を打った方は3,831名で、全対象者の87.6%でございました。

次に、2月5日に接種予定会場である中央公民館の講堂及びロビーにおいて接種訓練を行いました。その折に判明した課題としては、緊急時の救急体制、男女のプライバシー保護、また予診票に記入をせず来場する方への対応、さらにドクターによる予診に時間がかかることなどでございました。

このうち、緊急時の救急体制につきましては、ドクター及び大垣消防組合東分署の救急隊員と打ち合わせ、患者を搬出しやすいよう接種会場の北側に救護室を設置することといたしました。現在、その救急搬送時に緊急車両が通行しやすいよう公民館北側の路面を舗装施工中でございます。

また、男女のプライバシー保護につきましては、接種会場に仕切り板やパーティションを多く設置することで、プライバシー保護に徹底して努めてまいります。

予診票に記入せず来場されてしまった方に対しては、待合室に看護師や事務員を配置して、予診票への記入指導をそこで行います。ドクターの予診に時間を要することにつきましては、現在医師会と調整中でございます。

これらワクチン接種が円滑に進められるよう、今後訓練を重ね、新たな課題や問題が発生すれば、解消に努めていきたいと考えております。

次に、会場までの移動手段が確保できない高齢者につきましては、町内を巡回しておりますアンビバスだけの交通手段では、高齢者の移動需要は満たされないと考えております。そこで国の方針により、どうしても自分で行

くことができない方の移動手段を確保・支援するため、必要経費を令和3年度当初予算に計上しております。利用対象者や費用負担の方法については、ただいま検討段階でございますが、利用者への負担が少なく利便性が高まる方向で進めてまいりたいと考えております。また、施設入居者につきましては、集団接種会場まで行くことなく接種ができるように嘱託医による施設での接種を考えております。

次に、安八町における接種体制でございます。

町医師会を中心とするワクチン接種推進協議会、また町の課長以上会で構成する新型コロナウイルス対策本部、そしてその下部組織として福祉課、保健センターを中心とするワクチン接種対策班を組織して、現在対応に当たっております。

以上、コロナワクチン接種につきましては、国から供給されるワクチンがいつどれだけ当町に届くのか不確定な部分もまだございます。町としては、接種会場の整備を優先して進め、その後、国の方針に基づく安八町のワクチン接種計画に従って、町民の方が安心・安全に接種が受けられるよう努めてまいりたいと考えております。どうか御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、山中美恵子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長 山中美恵子さん。

9番 丁寧な御回答、誠にありがとうございます。

何と言いましても初めてのことでございますので、接種する、初め問診というのかな、聞いて接種が終わるまでの時間等々を訓練によって計っていただくとのぐらい1人にかかるのかなあと、やっぱり服装によって脱ぐのに時間がかかったり、いろんな問題が生じてくると思いますので、そこら辺のことも十分みんなに周知していただくということが大切だなあとこのことを思っております。

そして、今聞きましたら、施設で実施するというようなことで大変ありがたいなあとこのことを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初めてのことでございますので、職員の方というのかな、大変労力を要すると思いますけれども、練習を重ねていって時間短縮につないでいただけたらという

ことを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長 続けます。2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長のほうからお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

私の質問事項は、コミュニティバスの有効活用です。

昨今、高齢者による事故（アクセルとブレーキの踏み間違いによる）をよく耳にします。それに伴って、運転免許証の返納が叫ばれています。安八町でも二、三年前コンビニに車が突っ込み、運転していたのは高齢者だったと記憶しております。

当町でも高齢化が進み、運転免許証の返納者が今後増えてくることが予想されています。その対策として、現在コミュニティバスは無料になっていますが、経路が決まっており家の前までは行きません。さらに高齢になり足が痛くて歩けなくなったり、車椅子になった場合にはバス停まで行くことができなくなります。ほかの市町では予約制の福祉タクシーを導入したり、免許返納の際、タクシーチケットを配ったりといろいろされていますが、当町ではどのような対策をお考えでしょうか。

また、穂積駅までバスが運行し便利になりましたが、利用状況に応じたバス停の位置、移動、もう少し安いなら利用したいという声も聞かれますが、運賃を町として補助するようなことはできないでしょうか。

以上、2点でございます。担当者の方の御回答のほうをよろしく願い申し上げます。

議長 民生調整監兼住民環境課長 吉村等君。

民生調整監兼住民環境課長 渡邊議員の御質問、コミュニティバスの有効活用についてお答えします。

町のコミュニティバスは、安八温泉を起点、終点として町内を巡回しております。運行開始当時は未就学の子供のみ無料でございましたが、その後、70歳以上の方等を無料にして現在に至り、コロナ禍による影響で8割以上の利用減、温泉の開館日でもコロナ前の6割減の状況でございます。

御質問にございますように、コミュニティバスの利用はバス停での乗車、降車となり、現在のコミュニティバスは車両スペースの関係から車椅子での

御利用ができず、また乳母車の持込みも制限させていただいており、バリアフリーの面からは不十分かもしれません。コミュニティバスの経路変更やバス停追加は公共交通会議に諮り、小回りの利く公共交通機関として見直しを実施しております。

平成30年にバスを小型化、2台体制とし、商業施設や医療機関などを回るように経路変更、また20か所以上のバス停を追加しております。コミュニティバスは、バス停間を運行するためタクシーのような自宅前、ドア・ツー・ドアまではいきませんが、皆様の声を聴きながら経路変更、バス停追加等検討を進めていきます。また、御利用される方の9割以上が無料ということから公共交通としての一環の公平化、受益者負担の必要性も検討してまいります。

高齢者の事故がニュースで取り上げられる中、昨年、県内では7,600人余りの免許返納がされまして、安八町にも43人の方の免許返納があったそうです。運転免許証を自主返納される方や、高齢を理由として失効させる方への代替交通手段として、デマンドタクシーやタクシーの助成を行っている市町もあり、また西濃管内のタクシー事業者の割引サービスとして運転経歴証明書所有者や、70歳以上の高齢者の運賃割引サービスを実施しておみえです。このことは、タクシー協議会の中でもPRの必要性を感じているとのことでございました。

町では、高齢者など対象者を絞ることで財政面からの検討ができると思いますが、高齢者の外出支援、福祉の施策としてデマンド型交通など、またコミュニティバスを含めて今後考えていく必要があると考えております。

また、穂積駅までの安八穂積線を運行する名阪近鉄バスについては、会社独自の事業としまして、運転免許返納者の方で運転経歴証明書を提示されれば、年齢に関係なく御本人プラス同伴者1名の運賃も半額となる事業を展開しておみえです。これは羽島線、岐垣線のほか、この事業者の路線ほとんどで実施しております。町では、バスの利用増加施策とともにPRをしていく必要性を感じております。

また、当町のコミュニティバスも、運転経歴証明書により利用料を無料とする規定を設けておりますが、町のほうは70歳以上の方が無料となっております。

運転経歴証明書は免許証代わりの本人確認資料として取られる方もありますが、手数料が必要であり、また全ての高齢者をカバーできないことから、バス利用の拡大施策として有効な方法を探り、福祉面で高齢者の方の外出支援、交通安全からの免許返納に対して公共交通の活性化に努めてまいります。

二大体制としてからは間もなく3年経過します。令和3年度中の検討事項として、コミュニティバスと町外、駅を結ぶ民間事業者の幹線バス、また高齢者外出支援策を今後どのようにして進めていくのか検討をし、事業者、近隣市町と協議し、高齢者をはじめ住民の方の公共交通として発展させていきたいと考えております。

以上、渡邊議員の質問に対する回答とさせていただきます。

[2番議員挙手]

議長 渡邊裕光君。

2番 大変よく分かる御回答をありがとうございました。

大変高齢者の方がお見えになりますので、足が痛い、またそこまで行けないという声が多々ありますので、早急に御検討していただいて、前向きに考えていていただきたいというふうに思っております。

私のほうからは、これはお願いでございますので以上になります。どうもありがとうございました。

議長 続けます。4番 坂悟君。

4番 議長のお許しが得られましたので、これより一般質問をさせていただきます。

私からは、公共施設のバリアフリー化、特にトイレについて質問させていただきます。

安八町には、学校、中央公民館、北部公園、アンヒルパーク、総合体育館、やすらぎ苑、ハートピア安八、百梅園、まだほかにもたくさんあるんですけど、多くの方が使用されている公共施設があります。数多くあるインフラ整備の中で、洋式トイレは省エネ、節水性能に優れた製品に置き換わることでCO₂削減が期待され、商業施設、オフィス、コンビニ、一般家庭などに普及しています。

温水洗浄便座トイレの普及は、1967年に伊奈製陶が販売を開始し、2000年以降から急速に増加し、2020年3月、内閣府調べで100世帯当たり114.5台と

普及率にして80.2%になっております。現在、温水洗浄便座トイレ、ウォッシュレット ―― 通称ですね ―― が一般家庭ではスタンダードになっています。

公共トイレの早期リニューアル化の一例として、愛知県知多市では高齢化した小・中学校全部でトイレの洋式化、乾式化改修を行い、現在の生活様式に合わせた学習環境の整備を行いますと令和2年2月21日に発表されております。予算として3億1,750万円と記者会見で発表されております。

安八町におかれても、小・中学校は長寿命化改修工事でトイレの洋式改修化が進んでいると聞いていますが、本当に現在の生活様式（洋式、乾式）の快適な生活水準に届いていると言えるでしょうか。

隣の市では、過去は旧まちづくり交付金制度、現在は都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業、公園施設長寿命化対策支援事業など交付金事業を活用され、大垣公園、町中公園など、公共トイレのリニューアル工事（バリアフリー化）が順次進められています。

安八町では、比較的新しいやすらぎ苑は温水洗浄便座が多く良好な環境ですが、それ以外の施設の洋式トイレ化への改修率は低く、百梅園、アンヒルパーク、北部公園などはほとんど和式のままです。

そこで、公共施設と公園施設に分かれて質問させていただきます。

令和3年度に北側庁舎の耐震補強設計をされると伺いました。バリアフリー・トイレ等への改修も計画されているかお聞かせください。また、他の施設の長寿命化を検討されていると思いますが、現在の生活様式に合った洋式トイレへの改修はどのように進められるかお考えをお聞かせください。

2つ目の公園のほうですけど、安八町には梅の名所の百梅園、アンヒルパーク、北部公園などに数多くの来園者があり、ある意味で安八町の顔であると思います。年間に何名ほどの来園者がありますか、教えてください。

残念なことに、和式トイレのために用を足せない子供たちがいるとも聞いています。早急に改善する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

公園施設長寿命化対策支援事業などを活用され、公園全体を見ながらオストメイト対応のバリアフリー・トイレ化への改修をされるよう要望します。

以上、非常に施設は多岐にわたって、担当課も非常に多いと思いますが、代表で構いませんのでよろしく申し上げます。

議長 それでは、総務課長 山田靖君と生涯学習課長 今村厚士君から答弁をお願いいたします。

まず総務課長 山田靖君。

総務課長 坂悟議員の公共施設のバリアフリー化トイレについての1点目の御質問、北側庁舎のバリアフリー・トイレ等への改修計画、また公共施設の洋式トイレへの改修はどのように進められるかについてお答えさせていただきます。

令和2年度において、公共施設の建物等劣化診断調査を行い、公共施設の中・長期整備改修計画策定を行ったところでございます。この調査は、今後公共施設の建物の長寿命化を図るために劣化による損傷箇所等を診断し、補修、修繕に要する費用を算定し、調査結果により建物の寿命がどれくらい延びるか等を調査するものでございます。ただいまは今後の公共施設の整備、改修に関する方向性の取りまとめを行っているところでございまして、施設の改修時期等を検討してまいります。

なお、北側庁舎の耐震改修等を進めていくとともに、皆様が心地よく快適に御利用いただけるよう、トイレのバリアフリー化等も検討してまいります。

以上、坂悟議員の1点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 続きまして、生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 坂悟議員の2点目の御質問、公園施設長寿命化対策支援事業などを活用され、公園全体を見ながらオストメイト対応、バリアフリー・トイレ化への改修についてお答えします。

百梅園は、2月中旬から3月下旬まで梅の花が楽しめる期間、約6万人の来園者があります。期間中は仮設の洋式トイレで対応しております。

総合運動公園、アンヒルパーク、野球場、サッカー場、総合体育館及び北部公園のトイレの洋式化率は、現在のところ約40%でございます。公園全体を見て今後検討してまいります。また、オストメイト対応のトイレにつきましては、ハートピア安八の図書館に設置してありますので、また御利用いただきたいと思っております。

以上、坂悟議員の2点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 ただいま、丁寧なるお答えをありがとうございました。

公共施設のトイレというのは、非常に地味な仕事ですけど、水回りというのは非常に大変な仕事で、特に最近どこの家庭もそうですけど、10年前と違ってウォシュレット化ですか、それが非常に普及してきております。そこを水準に考えて、今後非常に地味な大変な仕事になるかと思うんですけど、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

特にお答えは必要ありませんけど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 続けます。1番 石原英一君。

1番 議長からお許しいただきましたので、発言させていただきます。

私からの質問事項は、西結南條線の整備の方向性についてお尋ねします。

大安大橋や安八スマートインターチェンジの開通で安八町の交通利便性も向上し、ありがたく大変感謝しております。その一方で、町内の交通量、特に大型車の流入が多くなったように感じます。

特に懸念しているのが西結南條線です。全長約5.6キロメートル、都市計画道路で町内南北に走る主要道路であることはもう言うまでもありません。長年言われていることですが、東蚊塚地区から北今ヶ淵地区にかけて1車線区域が多く、ほとんど歩道もなく、トラックの擦れ違い、そして自転車、それから歩行者の危険なシーンがよく見られます。トラックが田んぼに落ちる横転事故も拝見したことがございます。

一方で、ブレーキを踏む回数がどうしても多くなって、道路に負担がかかり傷みやすくなる原因にもなっています。そして、もう一つ何より道路沿いの住民の方の振動や騒音のお悩みの問題がございます。今回、9軒の御家族からお話を伺ってきましたので、一部御紹介します。

マンホールの段差でトレーラーの騒音が早朝からだからたまらない、また雨の日はカーブの場所にできたわだちの水たまりで水をかぶることがあります。うちが古いで仕方ないと諦めておるんやけど、やっぱりここ数年は多い。地震のような状況を体感してほしいし、一度振動調査もしてくれないかな、いっそのこと、スピードを落とす工夫を施した凸凹のある道路にしてほしいなど、皆さん切実な思いを持っていらっしゃいます。

もちろん建設課で迅速に応急措置はしていただいていますけど、それが今の交通状況では追いつかないように感じています。道路というものは莫大な予算がかかることなので難しいことも住民の方は理解していて、長年我慢して

いらっしゃいます。せめてマンホール周りの最新舗装の技術を施して振動を減らしていただけること、またスマートインターチェンジができてからの交通量変化も調査中と伺っているので、国や県で定められている交通量による道路の舗装構造基準の適用を早期に実行していただきたいと要望しますが、まずは令和2年度の補正予算にも計上されている路面調査などを踏まえた建設課の見解を教えてくださいませんか。

また、過去の一般質問の執行部答弁で、将来的には道路の拡幅、歩道設置が必要ですがとあって、これで町民の間で1車線区間はいずれ広がるんでしょうという声も出ています。将来的という言葉が、やっぱりその時間のイメージというのが個人差がございます。現時点での町長の見解も教えてくださいませんか、よろしく願いいたします。

議長 この件については、建設課長 河合一君と町長 堀正君からの答弁をお願いします。

まず初めに、建設課長 河合一君。

建設課長 石原議員の御質問、西結南條線の整備の方向性について、最初に建設課のほうからお答えをいたします。

現在、町では総延長約322キロメートルの道路を管理しておりますが、建設から年月が経過した路線も多く、老朽化に伴う舗装の劣化が進行している状況でございます。

また、一般県道大垣江南線の一部供用開始や、安八スマートインターチェンジの開通により町内の交通は活発化しており、今後、町道の維持管理における費用もますます増大するものと想定をいたしております。

そういった状況の中、建設課では、道路維持年間委託業者による応急的な路面補修のほか社会資本整備総合交付金を活用し、平成26年に町内主要町道19路線、延長にして約30キロメートルの路面調査を実施いたしました。以降、その調査結果に基づき大規模な舗装補修を実施してまいりましたが、舗装補修が必要と判断された路線延長約13.5キロメートルのうち、調査後6年間で補修を終えた路線は約7.4キロメートル、補修割合にして約55%と決して満足のいく数値ではございません。

さて、議員の御質問でございますように、上水道、下水道、電気、通信施設として設置するマンホールは、道路舗装の劣化に伴い蓋の部分が突出して

段差が生じ、騒音、振動が発生する大きな原因の一つであり、その段差がさらに舗装路面を傷める要因にもなっております。

騒音、振動について、沿線住民の皆様には大変御迷惑と御心配をおかけしておりますが、主要路線の舗装を補修する場合、マンホールには円形工法などの段差が生じにくい新技術の工法も採用し、騒音、振動の軽減に努めております。

また、今回補正予算に計上しております道路維持経費、委託料の舗装補修設計業務は、前回調査した路線に対して補修済み区間の検証及び未補修区間の劣化状況を再確認するとともに、交通動態の変化により交通量が増大した県道間アクセス道路、結地内平盤線、牧地内日新蜂蜜西側道路など、これらの路線を新たに調査し、大垣江南線、安八スマートインターチェンジ開通後の交通量に応じた舗装補修基準の設定及び補修計画の策定を行い、適切な維持管理の方針を定めるものでございます。

今後もその計画に基づき道路の長寿命化を図り、騒音や振動のない道路の維持管理に努めてまいります。

以上、石原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、西結南條線につきまして回答させていただきます。

この道路の関係は、私も近くに住んでおりますので、一人の住民としてもこの道路の問題点は自分なりに理解しているつもりでございます。また、自分の立場、責任も鑑みて、じくじたる思いを持っております。

この西結南條線は、昭和36年に都市計画決定をされました。以来、当町の南北交通の主軸としてその役割を担ってまいりました。また、昨年12月に改定いたしました都市計画マスタープランにおきましても、将来都市構造の軸となる道路として位置づけており、今後もその役割はますます重要度を増してくるものと認識をいたしております。

本路線につきましては、道路幅員12メートルの幹線街路として都市計画決定以降整備が進められてきましたが、指定区間全ての整備が完了しておらず、石原議員の御指摘にございます東蚊塚地区から北今ヶ淵区の区間も未完成区間の一部となっております。しかしながら、現地の状況からこの計画幅員を確保するための移転補償費などを考慮いたしますと、現時点では早期の整備

は困難な状況であると考えております。当面、安八スマートインターチェンジにつながる県道間アクセス道路や、大垣江南線などのバイパス路線の整備に重点を置きまして、なるべく町内、この道路に車が流入しないような交通分散を促すとともに、狭隘部分、狭くなっている部分でございますが、こういった狭隘部分につきましては、通行車両に減速を促すための措置を早期に講じてまいりたいと考えております。

以上、石原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 丁寧な御回答ありがとうございました。

方向性、そして安八町の今持っている方向性というものを分かりました。あと、そういった数字で示していただきありがとうございました。西結南條線というのは、バスも通りますし、コミュニティバスも通ります。そして、どこどこにインターへのインフォメーションも促せるようなインフォメーションが幾つかございますので、また今後も多分道路が傷んでくると思いますので、またこちらからその都度お願いに上がるとは思いますが、また御対応のほどよろしくお願いいたします。

再質問ございません。ありがとうございました。

議長 続けます。3番 傍嶋邦博君。

3番 それでは、私からは安八町財政の現状についてという内容で質問をさせていただきます。

令和元年度の安八町の将来負担比率は104.3%で、平成30年度に引き続き岐阜県下最下位です。町村単位で将来負担比率が100%を超えているのは、東海3県（愛知、岐阜、三重）で安八町と三重県明和町の2町のみ、全国の町村においても100%を超えているところは全体の8%にも満たないのが現状ですが、その中に安八町は位置しております。

また、昨年2020年9月に発表された東洋経済の貯金の少ない町村ランキングでは、全国926町村中20位に選ばれてしまいました。安八郡3町の基金を表にして載せてありますので、別紙を御覧ください。

別紙の表で分かるように、財政調整基金は輪之内町や神戸町の半分以下、減債基金についてはまさかの65万9,000円とあまりにも少なく、何かの間違

いではないのかと疑ってしまうほどです。基金とは逆に、町の借金とも言える令和元年度の一般会計地方債残高が安八町約63億円、輪之内町約32億円、神戸町約53億円と、同じ安八郡の中でも断トツの負債を抱える安八町が地方債返済のための減債基金が65万9,000円しかない事実には驚愕いたしました。

ここで3点、町長にお聞きいたします。

1点目は、この財政状況について率直にどう思われているのか町長のお気持ちをお聞かせください。

2点目は、ここまでひどい財政状況になってしまった原因、そして令和元年度の単年度の見解として、財政調整基金を約1億700万円増やしたにもかかわらず、将来負担比率が平成30年度の103.5%より0.8%上がってしまったのは何が要因だとお考えでしょうか。

3点目は、この財政状況を打開していくための施策が、今回の令和3年度の予算にどこにどう含まれているのか具体的に教えてください。お願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の安八町財政の現状についての御質問にお答えいたします。

まず1点目、財政状況について率直にどう思われているのかでございます。

財政調整基金、そして地方債の状況につきましては、厳しい状況にあることは十分に認識しております。非常に強い危機感を抱いております。令和元年12月議会定例会におきまして、その一般質問に対しまして財政調整基金の積立ての目標を早い段階で、できれば向こう5年以内に10億円を確保したいとお示しをさせていただいておりますが、一刻も早く健全化の方向に向かうよう努力をさせていただいております。なお、減債基金の残高につきましては、現在極めて少ない状況となっておりますが、これは平成23年から平成25年、3か年にかけて、この基金の目的に応じて減債の財源として活用した経緯がございます。そういう状況でございます。

2点目の現在の財政状況になってしまった原因でございます。

これまで、安八町は生活環境や教育、子育て環境などの整備や町の活性化、発展を図るための拠点となる施設の整備などに補助金や地方債を活用して積極的に投資を行ってきております。現状では、この投資に対する成果・効果

が生み出せていないのが原因であると考えております。

また、将来負担比率が上がった要因についてであります。比率の増減は町全体の連結的な動向が影響いたしております。基金残高が増えましても、また地方債残高が減少いたしましても、一般会計、公共下水道事業特別会計での公債費の微増、公債費などに対する将来的な基準財政需要額の算入見込額の減少などにより、比率も微増したものと分析をいたしております。

3点目の令和3年度予算における財政状況を打開していくための施策でございますが、1つとして、この新年度、令和3年度予算に計上を予定していた事業を財源の有効性を考慮し、国の令和2年度第3次補正予算を活用いたしまして、令和2年度3月補正予算で前倒しをして実施しようとしております。

令和3年度予算では、財源の確保策としてふるさと寄附金事業を強化いたしております。歳出の面では、ハートピア安八など施設運営に関しては継続して経常的経費の削減に努めており、放課後児童クラブ事業では指導員の配置の見直しを行っております。また、こども園の関係につきましては、統合により単に経費の削減を目的とするものではなく、保育環境の向上なども図っていくものではあります。4月から4園体制になることによりまして、経費の面では削減の形となっております。

いずれにいたしましても、当面は厳しい財政環境が続くと想定しております。引き続き行財政改革を推し進め、財政の健全化、町の発展に向け努力してまいります。

以上、傍嶋邦博議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

町長、委員会のときにもお話しさせていただきましたが、繰り返しになるんですけど、予算組み自体はそんなに悪くないんです。日々繰り返される財務運営に問題があり、その結果と言える決算の項目ごとの歳出バランスがほかの町村に比べ悪いんです。

または、平成29年度にプライマリーバランスが大きくずれたことや、企業誘致を進めるスピードが大変遅く、スマートインターの費用対効果が現れる

時期のずれ込みが大きな要因だと私は思っております。

平成23年度に堀町長に替わってから、こども園、小・中学校のエアコン設置や高校生世代までの医療費無料化など、素晴らしい政策に取り組んでいただいていることには大変感謝しております。ありがとうございます。

ですが、財政のほうに視点を置いてみると、堀町長になる前の平成22年度の各基金の合計額は約13億2,000万円、地方債残高は約66億9,000万円、平成30年度までの堀町長2期での実績は、地方債を約3億返済し、基金を約10億円使ってしまったという実績になります。言い換えれば、約7億円が消えてしまいました。しかもこの財政状況下にあるにもかかわらず、町長の収入は約月72万円、そして1期4年ごとに退職金1,440万円が支払われます。町長の今期の4年間だけでも単純計算で6,000万円以上の収入が見込まれる状態になっております。今まで2期8年の町長の総収入は1億円を超え、3期12年の合計額は1億6,000万円以上になる予定です。1億6,000万円です。働いた対価である給料をもらうなどは言いません。1億6,000万円以上の収入に見合った仕事をしてください。

堀町長は、令和元年度に今回のお答えでもいただきましたが、財政調整基金の確保を最優先に取り組み、できれば早いうちに、5年以内に10億円を確保したいとおっしゃいましたが、5年では任期を越してしまいます。ぜひとも任期中に基金合計額を堀町長に替わられる前の13億円以上の状態まで戻していただきたいと思います。それが町民皆様の税金を預かり、使用させていただく町のトップとしての当然たる責任ではないでしょうか。もしその当然たる責任が果たせなくても、堀町長は3期目の退職金を満額受け取られるおつもりでしょうか。

ここで2つ御提案があります。1つ目は、町長の給与や退職金を議員10名によって、どの議員が町長をどう評価したか公表する公開人事評価制度にしてみたいかがでしょうか。

2つ目は、この財政状況になってしまったのも素人的観点による財政運営のせいと言えます。前回も提案させていただきましたが、早急に近くの大学と包括連携協定を締結していただき、専門的な知識を持った教授などに相談してはいかがでしょうか。この協定に関して、住民の方に聞き取り調査を行ったところ、95%以上の方が相談したほうがよいと答えてみえます。

ここで再質問があります。この2つの提案についてと、この財政状況に町のトップとしての責任をどう感じてみえるのか、またどのように責任を果たされるおつもりか町長の見解をお聞かせください、お願いします。

議長 堀町長。

町長 質問に対して、またお答えをさせていただきます。

公開人事評価制度、また包括連携協定、この関係につきましては、今後検討を進めていきたいと思っております。あと、財政状況の関係につきましても御意見をいただきました。私から、財政全般の考え方につきましてお話をさせていただきますとさせていただきますと思います。

企業でもそうですが、我々自治体にとりましても、それぞれの町の発展、住民福祉の向上のために積極的に財政出動、投資する時期もあれば、逆に抑え込む、我慢する時期もあると思っております。行政というのは、その繰り返しであると思っております。

安八町は、先ほどの回答の中でも少し触れましたが、平成20年頃までの約20年間、またその後の例えば安八スマートインターチェンジもそうですが、積極的にインフラ整備をしてまいりました。その結果、豊かな町を実現してきたと思っております。ただ、今はそれを生かしながらなるべく投資を抑え、我慢するときだと思っております。

なぜ我慢しなければいけないのかといいますと、その背景といたしまして、インフラ整備してきたそのときの債務の返済金が高いレベルで推移してきているということ、また大企業の事業撤退などによる税収が大幅に下がってきております。そういう状況でございます。

ただ、将来負担比率とか、いろいろ数値を指摘されております。そういう状況でありながら、例えばこの将来負担比率、一番高いときで148.3%という数字でございましたが、これにつきましては、今令和元年度で104.3%まで抑え込んできております。一般会計の借入金の残高につきましても、たしか平成16年あたりだと思っておりますが、最高で75.0億円までぐらい残高があったものが令和3年度末の予定では61.7億円まで、率にしますと約2割ぐらい圧縮をしてきております。

もう一つの例えば公共下水道事業、これにつきましても借入金残高につきまして、一番最高で84億1,000万ぐらいあったものが直近の数値では49.7億

円ということで、一番高いときから約40%ぐらい圧縮をしてきております。

私は、こういった財政の数値というのは、そのときの現在の数値だけを見るだけではなくて、もう少し過去の推移、そして長いスパンで見る必要があると思っております。線で見ると必要があると思っております。そして、さらに様々な数値を同じように重ね合わせて面で見ると、こういった線で見ると、面で見ると必要があると思っております。それが大切だと思っております。近視眼的な見方ではなくて、先を見通して計画的に財政運営が必要だと思っております。

少子高齢化の進展で様々な行政需要が増大してきております。この30年を見てきておられます、例えば民生費が30年ぐらい前はまだ8億円程度であったのが、もう今18億から20億ぐらいまで増大してきております。特に扶助費が増大してきております。こういった経常的な経費がどんどん増大してきておられる中で、全国的にどこの市町村も経常的な経費が積み重なって非常に財政が悪化しておるところでございます。

安八町として、将来的に持続可能な町としていくためには、私はやはり経常的な経費を抑えてスリムで筋肉質な、そういった体質の町にしていかなければならないと思っております。そういった考えの下で、これからも財政運営をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

町長のおっしゃられるように、線、面で捉えて進めていくというのは非常に大事なことだと思います。

例で出された中で下水道のほうが出ましたが、減っていくのは当然です。今現在もうどんどん減っていくのは当然なんですけど、今後直していかなくちゃいけないんで、もちろん考えていただいているとは思いますが、その分積立てですね、直す費用が今度かさんできますので、そちらのほうもためていかなくちゃいけないのも当然のことなんです。線、面で捉えていただけるとおっしゃられたんで、今後の財政の回し方というのを楽しみにして見させてもらいます。

町民の方々は、本当に今の財政状況に大変不安を感じております。今の安

八町に大学との包括連携協定は必須だと感じております。ぜひ早めに進めていただきますことをお願いします。

また、堀町長におかれましては、町長であられる自覚と責任を今まで以上に重く受け止めていただき、よりよい安八町にしていくために、今まで以上御尽力賜ることをお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。以上です。

議 長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は、改めて事務局より連絡をさせます。

(午前11時20分 休憩)

(午後1時28分 再開)

議 長 それでは、午後の部を再開させていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 大平文雄君。

5 番 では、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

安八町議会議長 岩田讓治様。

議会改革特別委員会委員長 大平文雄。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和3年3月9日火曜日、午後2時20分から。

出席者、委員全員並びに議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

発言場所及び一般質問に関する申合せ事項について協議いたしました。

発言方法につきまして再確認しました。今回、設置した質問台については、本定例会最終日から使用するに当たり、一般質問のみに使用することに決定しました。また、令和3年度の議会報告会については、いまだ新型コロナ禍にあり先行きが不透明であるため年度初めの開催を見送り、今後の開催方法、

内容等についてよりよいものにするべく協議していくことになりました。

4. 少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ございません。以上でございます。

議長 民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9 番 安八町議会議長 岩田讓治様。

民生文教常任委員長 山中美恵子。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時は、令和3年3月11日木曜日、午前10時からです。

出席者は、委員全員と関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果は次のとおりです。

議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算、議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算、以上を審査しました結果、議第7号の令和2年度一般会計補正予算（第11号）並びに議第8号、令和3年度一般会計予算のうち当委員会の関係分を、また議第9号から議第11号までを全て原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はありません。

その他といたしまして、委員会の現場視察は新型コロナウイルス感染予防のため中止といたしました。

民生文教常任委員会の報告といたします。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 安八町議会議長 岩田讓治様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和3年3月12日金曜日、午前10時から。

出席者、委員全員出席、関係執行部のうち梅村税務課主幹は確定申告業務のため、また江森税務課長補佐は病気のため欠席。その他の関係執行部は全員出席。

付託された審査の結果、議第4号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを全員一致で原案どおり承認しました。

また、議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算、議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、以上審査しました結果、議第7号の令和2年度一般会計補正予算（第11号）並びに議第8号、令和3年度一般会計予算のうち当委員会の関係分を、また議第12号から議第14号までを全て原案どおり承認しました。

少数意見の留保はありません。

その他も別にありません。

委員会の視察は、コロナ関係において中止といたしました。

以上、報告を終わります。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第4号 安八町議会議員及び安八町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第5号 安八町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第6号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第7号 令和2年度安八郡安八町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第8号 令和3年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第9号 令和3年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議第10号 令和3年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第11、議第11号 令和3年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議長 日程第12、議第12号 令和3年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第13、議第13号 令和3年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第14、議第14号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決いたしました。

議長 日程第15、議第15号 副町長の選任につき同意を求める件を議題といたします。

ここで副町長は関係者ですので、退席をお願いいたします。

〔副町長 岡田武史君 退場〕

議長 提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、議第15号の人事案件につきまして、私のほうからまず議案を朗読させていただきます。その後提案内容を説明させていただきます。

議第15号 副町長の選任につき同意を求める件。

副町長を次のとおり選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和3年3月18日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町西結823番地。氏名、岡田武史。生年月日、昭和36年1月30日生まれ。

副町長の選任同意につきまして、提案説明をさせていただきます。

このたびの提案は、現在の岡田武史副町長の任期が本年今月3月31日をもって満了となることから、引き続き副町長として選任したく提案した次第であります。

岡田武史副町長は、平成3年4月に入庁され、平成18年5月から総務部で財政主幹、総務課長、平成24年1月からスマートインターチェンジプロジェクト課長、企画調整課長を、平成25年4月からスマートインターチェンジ準備室長を経て平成26年4月からは建設課長、平成27年11月からは参事兼建設課長、平成28年4月からは参事、平成29年4月から副町長となり、この4年間私の補佐役として町行政に尽力されてこられました。非常に豊かな行政経験、特に財政における知識を持っておられ、また人柄も誠実、温厚な方でございます。安八町のさらなる発展に向け、御活躍いただけるものと信じております。

なお、選任につきましては、令和3年4月1日からとさせていただきますと存じます。どうぞ選任につきまして御同意賜りますようお願いいたします。

議長 本件につきましては、質疑及び討論を省略いたしまして、採決を行います。本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり同意をいたしました。

〔副町長 岡田武史君 入場・着席〕

議長 ここで岡田副町長より御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

副町長 岡田武史君。

副町長 議長様よりお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

このたびは副町長の選任につきまして、御同意をいただきましてありがとうございました。もとより微力ではございますが、町の発展に向け努力してまいり所存でございます。どうか今後とも引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第1回安八町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時間 午後1時48分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月18日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 坂 悟

議 員 大 平 文 雄